

經濟産業省



番号	制度名
経済産業省	
経産01	オープン・イノベーションを促進するための税制措置の創設
経産02	金属鉱業等鉱害防止準備金制度の延長
経産03	海外投資等損失準備金の延長
経産04	特定原子力施設炉心等除去準備金の延長
経産05	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
経産06	省エネ再エネ高度化投資促進税制の拡充及び延長 (省エネルギー、再生可能エネルギー)
経産07	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
経産08	第三者への事業承継の促進に資する税制措置の創設
経産09	電気供給業における託送料金を控除する収入割の特例措置等



## 点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	オープン・イノベーションを促進するための税制措置の創設		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長

## 【経済産業省の補足説明】

① 現在、具体的な要件設定をはじめとした制度設計の最中であり、定量的な達成目標を現時点で設定することは困難。

## 【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

## (1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（既存企業が人材・技術・資本の閉鎖的な自前主義、囲い込み型の組織運営を脱し、開放型、連携型の組織運営に移行する）について、達成すべき水準が定量的に示されていない。
② 達成目標（既存企業が人材・技術・資本の閉鎖的な自前主義、囲い込み型の組織運営を脱し、開放型、連携型の組織運営に移行する）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。
【経済産業省の補足説明】
①・② 現在、具体的な要件設定をはじめとした制度設計の最中であり、定量的な達成目標及び目標達成時期を現時点で設定することは困難。
【点検結果】
①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

## (3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の適用数が予測されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 現在、具体的な要件設定をはじめとした制度設計の最中であり、将来の適用数を現時点で予測することは困難。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

## (5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 将来の減収額が予測されていない。
【経済産業省の補足説明】
① 現在、具体的な要件設定をはじめとした制度設計の最中であり、将来の減収額を現時点で予測することは困難。
【点検結果】
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

## (7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】
① 達成目標（既存企業が人材・技術・資本の閉鎖的な自前主義、囲い込み型の組織運営を脱し、開放型、連携型の組織運営に移行する）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかにされていない。

点検項目全てに課題があり、その中でも(3)将来の適用数、(5)将来の減収額及び(7)将来の効果は予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	オープン・イノベーションを促進するための税制措置の創設
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税8) (法人住民税:義、事業税:義)(地方税6(自動連動))
		②: 上記以外の税目 (所得税:外)(国税8) (個人住民税:外)(地方税6(自動連動))
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《制度概要》 —
		《要望の内容》 我が国における人材・技術・資本のオープン・イノベーションを促進し国際競争力を強化するため、一定の要件を満たしたベンチャー投資を行う既存企業を対象とした税制優遇措置の創設を要望する。
		《関係条項》 —
5	担当部局	経済産業省経済産業政策局産業創造課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和元年8月 分析対象期間:令和2年度～3年度
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	2年間(令和2年4月1日～令和4年3月31日)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 「成長戦略実行計画」(令和元年6月21日閣議決定)において、「第4次産業革命の可能性を最大限引き出すためには、既存企業が人材・技術・資本の閉鎖的な自前主義、囲い込み型の組織運営を脱し、開放型、連携型の組織運営に移行する必要がある」とされている。そこで既存企業の有するリソースを最大限活用したオープン・イノベーションを促進するとともに、ユニコーン級ベンチャーの育成を図り、第4次産業革命における我が国企業の国際競争力を強化することを目的とする。 《政策目的の根拠》 「成長戦略実行計画(令和元年6月21日閣議決定)」 第1章 基本的考え方 (5)オープン・イノベーションの推進 ③オープン・イノベーションの推進 第4次産業革命の可能性を最大限引き出すためには、新たなベンチャー企業の創業支援を図るとともに、既存企業が人材・技術・資本の閉鎖的な自前主義、囲い込み型の組織運営を脱し、開放型、連携型の組織運営に移行する必要がある。

②: 政策体系における政策目的の位置付け	<p>経済成長 新陳代謝</p> <p>【統合イノベーション戦略 2019(令和元年6月21日閣議決定)】 第3章 知の社会実装 (2)創業 ○目指すべき将来像 ・我が国の強みである大企業・大学等の優れた人材、研究開発力、資金等を生かした日本型の研究開発型スタートアップ・エコシステムの構築等により世界と伍する拠点を形成し、研究開発成果が社会実装につながる社会を実現 ○目標 ・我が国の研究開発型スタートアップの創業に係る環境を、世界最高水準の米国又は中国並みに整備 &lt;資金&gt; ・ベンチャー投資額の対名目GDP比率を世界最高水準並みに向上</p> <p>【成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日閣議決定)】 8. Society5.0 実現に向けたイノベーション・エコシステムの構築 (1)KPIの主な進捗状況 《KPI》企業価値又は時価総額が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業(ユニコーン)又は上場ベンチャー企業を2023年までに20社創出</p>
	<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 第4次産業革命の可能性を最大限引き出すため、既存企業が人材・技術・資本の閉鎖的な自前主義、囲い込み型の組織運営を脱し、開放型、連携型の組織運営に移行する</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 第4次産業革命に伴う急激な事業環境変化に対応し、日本企業の競争力を強化するには、まずもって、生産性の向上が課題。売り値とコストを比較した「マークアップ率」を分析すると、この10年で欧米との差は急速に開く一方であり、日本企業は、十分な付加価値を乗せることができていない。 製品・サービスの付加価値を高めるためにも、オープン・イノベーションの促進を急ぐ必要がある。しかし現在、日本では、大学や公的研究機関との連携については欧米並みであるものの、①既存企業同士の連携には欧米の半分程度、②既存企業とスタートアップとの連携に至っては、欧米の1/3以下の水準、と大きく後れを取っている。 こうした企業間の連携によるオープン・イノベーションを促進するためにも、既存企業が人材・技術・資本の閉鎖的な自前主義、囲い込み型の組織運営を脱し、開放型、連携型の組織運営に移行する必要がある。 このため、既存企業が行う一定の要件を満たしたベンチャー投資に対して税制措置を講ずることで、既存企業に対し投資インセンティブを付与し、オープン・イノベーションの促進を図ることが必要といえる。</p>

10	有効性等	①: 適用数	精査中
		②: 適用額	精査中
		③: 減収額	精査中
		④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>現在、日本では、大学や公的研究機関との連携については欧米並みであるものの、①既存企業同士の連携には欧米の半分程度、②既存企業とスタートアップとの連携に至っては、欧米の 1/3 以下の水準、と大きく後れを取っている。</p> <p>こうした企業間の連携によるオープン・イノベーションを促進するためにも、既存企業が人材・技術・資本の閉鎖的な自前主義、囲い込み型の組織運営を脱し、開放型、連携型の組織運営に移行する必要がある。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>既存企業が行う一定の要件を満たしたベンチャー投資に対して税制措置を講ずることで、既存企業に対し投資インセンティブを付与し、オープン・イノベーションの促進を図ることができる。</p>
		⑤: 税収減を是認する理由等	<p>「成長戦略実行計画(令和元年 6 月 21 日閣議決定)」にあるとおり、第 4 次産業革命の変化のスピードは早く、かつ、急激であり、世界は大きく変化している。政府が、早期に、かつ、具体的に対応策を打ち出し、民間がこれに応じて具体的なアクションを起こせるかどうか、日本が第 4 次産業革命をリードできるかどうかを決する。この 1、2 年が勝負である。</p> <p>既存企業とベンチャー企業とのオープン・イノベーションの推進は、第 4 次産業革命を実現するためには不可欠であり、本税制措置により既存企業が行う一定の要件を満たしたベンチャー投資へのインセンティブを付与し、人材・技術・資本を開放したオープン・イノベーションを促進することは、政策的に極めて重要といえる。</p>
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	第 4 次産業革命の可能性を最大限引き出すためには、既存企業が人材・技術・資本の閉鎖的な自前主義、囲い込み型の組織運営を脱し、開放型、連携型の組織運営に移行する必要がある、既存企業が行うベンチャー投資について、一定の要件を設けた上で、税制措置を講じ投資インセンティブを付与することは、政策手段として有効かつ必要最小限である。
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置として、政府全体で様々なオープン・イノベーションの促進に資する予算等の要求が行われる予定であるが、予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者を設定することで、より特定された分野又はオープン・イノベーションによる成果の獲得を目指す制度である。一方で、本税制措置は、民間活力によるオープン・イ

		ノベーションに資する投資を幅広く、中立的に促進するものであるため支援目的と対象が異なる。
	③: 地方公共団体が協力する相当性	本税制措置の対象税目には地方税も含まれるが、既存企業の有する人材・技術・資本を最大限活用したオープン・イノベーションの促進とユニコーン級ベンチャーの育成を図り、我が国企業の成長に繋げることは地域経済の活性化にも繋がることから、これらを目的とする本税制措置は地方公共団体の協力について相当性を有する。
12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	





点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	金属鉱業等鉱害防止準備金制度の延長		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税、所得税、個人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（産業保安監督部長が鉱害防止事業に必要な費用が積み立てられるよう毎年度算定して通知した額に対する採掘権者等の積立額の実績を100%とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>② 達成目標（産業保安監督部長が鉱害防止事業に必要な費用が積み立てられるよう毎年度算定して通知した額に対する採掘権者等の積立額の実績を100%とする）では、政策目的（鉱山の特性に応じた保安上の措置を確実に実施することにより、鉱害の発生を防止する）の実現状況を十分に明らかにすることができないため、積立残高が閉山後等の鉱害防止事業の確実な実施という観点からどの程度の水準にあるかを分析するなどして、より適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 鉱害防止積立金制度は、対象施設の使用終了時に鉱害防止事業に必要な費用が積み上がるよう、対象施設の使用期間中に、省令に規定されている算定式により産業保安監督部長が毎年度算定して通知した額を積み立てる制度であり、施設ごとに使用開始年や使用期間等が異なるため、施設ごとに毎年度の積立額や積立期間も違ってきます。したがって、毎年度の達成目標を、「産業保安監督部長が鉱害防止事業に必要な費用が積み立てられるよう毎年度算定して通知した額に対する採掘権者等の積立額の実績を100%とする」とすることが適当であり、本特例措置の最終年度（令和3年度）においても同じくその目標を達成すべきものと考えます。</p> <p>② 制度開始以来、毎年度の達成目標は達成しており、現時点で積み立てるべき積立金は積み立てられております。汚染者負担の原則を全うさせ、鉱害発生を防ぐという政策目的を実現するためには、今後も全ての対象施設において、使用終了時に鉱害防止事業に必要な費用が積み上げられ、必要と考えられる鉱害防止事業が確実に実施されることが必要であり、そのためには毎年度の達成目標を「産業保安監督部長が鉱害防止事業に必要な費用が積み立てられるよう毎年度算定して通知した額に対する採掘権者等の積立額の実績を100%とする」とすることが必須であると考えています。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（所得税）が把握されていない。</p> <p>② 過去の適用数（平成30年度の法人税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）の詳細が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 当該期間において積立てた者は全て法人のため、所得税については適用数が0件となります。</p> <p>② 平成30年度の適用数については、経済産業省産業保安監督部にて全数調査（令和元年5月実施）を行っており、当該調査によって明らかになった積立ての対象となった事業</p>

<p>者数及び積立額を記載しております。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、①及び②の補足説明では、過去の適用数（平成28年度及び29年度の所得税）について、算定根拠（出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

(3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（所得税）が予測されていない。</p> <p>② 将来の適用数（法人税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）の詳細が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 現在見込まれている積立てる予定の者は全て法人のため、所得税については適用数が0件となる見込みです。</p> <p>② 将来の適用数については、経済産業省産業保安監督部にて全数調査（令和元年5月実施）を行っており、当該調査によって明らかになった積立ての対象となる見込みの事業者数及び積立見込み額を記載しております。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人税、法人住民税、法人事業税、所得税及び個人住民税）が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成30年度の法人税、法人住民税、法人事業税、所得税及び個人住民税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））の詳細が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 過去の減収額の税目ごとの内訳は以下のとおりです。</p> <p>なお、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」及び「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」を確認したところ、平成28年度の減収額に誤りがございましたので修正いたします。</p>

(単位：千円)

	法人税	法人住民税	法人事業税	所得税	個人住民税	合計
H28年度	830	372	149	0	0	1,351
H29年度	507	156	59	0	0	722

② 平成30年度減収見込額の算定根拠は以下のとおりです。

平成30年度積立額：10,703百万円  
 ※平成30年度の積立額については、経済産業省産業保安監督部にて全数調査（令和元年5月実施）を行い、積立額の把握をしております。  
 法人税：10,703×0.8×0.232=1,986百万円  
 法人住民税：1,986×0.129=0,256百万円  
 法人事業税：2,167百万円  
 所得割 10,703×0.8×0.055=0,471百万円  
 地方法人特別税 0,471×3.491=1,644百万円  
 付加価値割 10,703×0.8×0.0061=0,052百万円  
 所得税：0百万円  
 個人住民税：0百万円

合計：4,409百万円
<b>【点検結果】</b>
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、過去の減収額（平成28年度及び29年度の法人税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。
② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

<b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b>
① 将来の減収額（法人税、法人住民税、法人事業税、所得税及び個人住民税）が税目ごとに予測されていない。
② 将来の減収額（法人税、法人住民税、所得税及び個人住民税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））の詳細が明らかにされていない。

**【経済産業省の補足説明】**  
 ① 将来の減収額の税目ごとの内訳は以下のとおりです。  
 なお、再度計算式を確認したところ、R1年度、R2年度及びR3年度の減収額に誤りがございましたので修正いたします。

(単位：千円)

	法人税	法人住民税	法人事業税	所得税	個人住民税	合計
R1年度	1,410	182	776	0	0	2,368
R2年度	1,757	123	1,273	0	0	3,153
R3年度	1,634	114	1,183	0	0	2,931

② 将来の減収額の各年度の算定根拠は以下のとおりです。

●令和元年度積立見込額：7,599百万円  
 ※令和元年度の積立見込額については、経済産業省産業保安監督部にて全数調査（令和元年5月実施）を行い、積立見込額の把握をしております。  
 法人税：7,599×0.8×0.232=1,410百万円  
 法人住民税：1,410×0.129=0.182百万円  
 法人事業税：0.776百万円  
 所得割 7,599×0.8×0.038=0.231百万円  
 特別法人事業税 0.231×2.199=0.508百万円  
 付加価値割 7,599×0.8×0.0061=0.037百万円  
 所得税：0百万円  
 個人住民税：0百万円  
 合計：2,368百万円

●令和2年度積立見込額：9,465百万円  
 ※令和2年度の積立見込額については、経済産業省産業保安監督部にて全数調査（令和元年5月実施）を行い、積立見込額の把握をしております。  
 法人税：9,465×0.8×0.232=1,757百万円  
 法人住民税：1,757×0.07=0.123百万円  
 法人事業税：1,273百万円  
 所得割 9,465×0.8×0.056=0.424百万円  
 特別法人事業税 0.424×1.894=0.803百万円  
 付加価値割 9,465×0.8×0.006=0.045百万円  
 所得税：0百万円  
 個人住民税：0百万円  
 合計：3,153百万円

●令和3年度積立見込額：8,802百万円  
 ※令和3年度の積立見込額については、経済産業省産業保安監督部にて全数調査（令和元年5月実施）を行い、積立見込額の把握をしております。  
 法人税：8,802×0.8×0.232=1,634百万円  
 法人住民税：1,634×0.07=0.114百万円  
 法人事業税：1,183百万円  
 所得割 8,802×0.8×0.056=0.394百万円  
 特別法人事業税 0.394×1.894=0.747百万円  
 付加価値割 8,802×0.8×0.006=0.042百万円  
 所得税：0百万円  
 個人住民税：0百万円  
 合計：2,931百万円

**【点検結果】**  
 ①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(6) 過去の効果

**【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】**  
 ① 達成目標（産業保安監督部長が鉱害防止事業に必要な費用が積み立てられるよう毎年度算定して通知した額に対する採掘権者等の積立額の実績を100%とする）に対する過去の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。  
 ② 達成目標（産業保安監督部長が鉱害防止事業に必要な費用が積み立てられるよう毎年度算定して通知した額に対する採掘権者等の積立額の実績を100%とする）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。  
 ③ 租特透明化法に基づき把握される過去の適用数5件（平成29年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、その原因が分析されておらず、そのような適用実態を踏まえても本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされていない。

**【経済産業省の補足説明】**  
 ① 達成目標に対する過去の効果については、  
 （実際に採掘権者等が積み立てた額※1）／（産業保安監督部長が毎年度通知した額※2）を計算したものを用いています。  
 ※1 積立先である独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に確認することで採掘権者等が積み立てた額の把握をしています。  
 ※2 経済産業省産業保安監督部にて通知した額の把握をしています。  
 ② 本税制措置があることで事業者は積立制度に理解を示しながら積立に対応しており、その結果、施設の使用終了後に積立金を活用して適時かつ的確な鉱害防止工事が実施されていることをもって、鉱害発生の未然防止が図られていると考えております。  
 ③ 鉱害防止積立金制度創設（昭和49年度）以来、40年以上経過したため、積立が終了した鉱山も増えてきたことから、本制度の適用件数は制度設立時と比べて減少しております。他方で、現在もお稼行中の鉱山は存在しており、事業者は積立制度に理解を示しながら積立に対応しており、本特例措置による寄与は十分にあるものと考えております。

**【点検結果】**  
 ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。  
 ② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。  
 ③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「他方で、現在もお稼行中の鉱山は存在しており、事業者は積立制度に理解を示しながら積立に対応しており、本特例措置による寄与は十分にあるものと考えております」との説明では、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされていないため、この点を課題とする。

## (7) 将来の効果

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 達成目標（産業保安監督部長が鉱害防止事業に必要な費用が積み立てられるよう毎年度算定して通知した額に対する採掘権者等の積立額の実績を100%とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p>
<p><b>【経済産業省の補足説明】</b></p> <p>① 毎年度の達成目標である「産業保安監督部長が鉱害防止事業に必要な費用が積み立てられるよう毎年度算定して通知した額に対する採掘権者等の積立額の実績を100%とする」を達成することにより、全ての積立対象施設において、使用終了時に鉱害防止事業に必要な費用が積み上げられ、適時かつ的確な鉱害防止事業が実施されることにより、鉱害発生未然防止が図られるものと考えています。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(2)、(4)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	金属鉱業等鉱害防止準備金制度の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (国税 17・地方税 14(自動連動))(法人税:義、所得税:外、法人住民税:義、個人住民税:外、事業税:義) ②: 上記以外の税目 —
	①: 政策評価の対象税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 金属鉱山等における閉山後等の鉱害を防止するため、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第7条の規定に基づき、産業保安監督部長が採掘権者等に対して独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)の鉱害防止積立金として通知した額について、鉱山の採掘権者等が積立てを行った場合には、その積立額の80%を限度に損金算入ができる本制度は、令和2年3月31日が適用期限となっている。
	《要望の内容》	本制度の適用期限を2年間延長する。
	《関係条項》	・租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第20条、第55条の2、第68条の44 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項第3号、第32条第1項、第72条の23第1項、第292条第1項第3号
	《関係条項》	・租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第20条、第55条の2、第68条の44 ・地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項第3号、第32条第1項、第72条の23第1項、第292条第1項第3号
5	担当部局	産業保安グループ 鉱山・火薬類監理官付
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和元年8月 分析対象期間: 平成28年度～令和3年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和49年度 制度創設 平成8年度 2年間延長
		昭和51年度 2年間延長 平成10年度 //
		昭和53年度 // 平成12年度 //
		昭和55年度 // 平成14年度 //
		昭和57年度 // 平成16年度 //
		昭和59年度 // 平成18年度 //
		昭和61年度 // 平成20年度 //
		昭和63年度 // 平成22年度 //
		平成2年度 // 平成24年度 //
		平成4年度 // 平成26年度 //
平成6年度 // 平成28年度 2年間延長・縮減 (損金算入額を積立額の100%→80%) 平成30年度 2年間延長		
8	適用又は延長期間	2年間(令和2年度～3年度)

9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 鉱山の特性に応じた保安上の措置を確実に実施することにより、鉱害の発生を防止する。  《政策目的の根拠》 金属鉱業等鉱害対策特別措置法(昭和48年法律第26号)第1条「金属鉱物等の採掘及びこれに附属する選鉱、製錬その他の事業(以下「金属鉱業等」という。)の用に供される坑道及び捨石又は鉱さいの集積場の使用の終了後における鉱害を防止するための事業の確実かつ持続的な実施を図るため、使用中のこれらの施設について鉱害防止積立金の制度を設けて、鉱害を防止するための事業を計画的に実施させるため必要な措置を講ずることにより、金属鉱業等による鉱害を防止し、もつて国民の健康の保護及び生活環境の保全に寄与することを目的とする。」														
		②: 政策体系における政策目的の位置付け	産業セキュリティ 産業保安・危機管理														
		③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 産業保安監督部長が鉱害防止事業に必要な費用が積み立てられるよう毎年度算定して通知した額に対する採掘権者等の積立額の実績を100%とする。  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 金属鉱業等鉱害対策特別措置法による規制と本制度による支援措置との相乗効果により、産業保安監督部長が算定して通知した額が確実に積み立てられることにより、閉山後等の鉱害防止事業が確実に実施される。														
10	有効性等	①: 適用数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>法人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>R1(見込)</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>R2(見込)</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>R3(見込)</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H28～29年度は租税特別措置の適用実態調査の結果より引用。 H30～R3年度は積立(見込)法人数(経済産業省調べ)を記載。</p>	年度	法人数	H28	8	H29	5	H30	10	R1(見込)	10	R2(見込)	11	R3(見込)	11
		年度	法人数														
H28	8																
H29	5																
H30	10																
R1(見込)	10																
R2(見込)	11																
R3(見込)	11																
②: 適用額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>適用額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>R1(見込)</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>R2(見込)</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>R3(見込)</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table>	年度	適用額(百万円)	H28	4	H29	3	H30	11	R1(見込)	8	R2(見込)	9	R3(見込)	9		
年度	適用額(百万円)																
H28	4																
H29	3																
H30	11																
R1(見込)	8																
R2(見込)	9																
R3(見込)	9																

		<p>※H28～29 年度は租税特別措置の適用実態調査の結果より引用。 H30～R3 年度は積立(見込)額(経済産業省調べ)を記載。</p>														
	③ 減収額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>減収額(国税+地方税) (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>H29</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>R1(見込)</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>R2(見込)</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>R3(見込)</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H28～29 年度は租税特別措置の適用実態調査の結果より引用。 H30～R3 年度は積立(見込)額より経済産業省試算。</p>	年度	減収額(国税+地方税) (百万円)	H28	1	H29	1	H30	4	R1(見込)	2	R2(見込)	3	R3(見込)	3
年度	減収額(国税+地方税) (百万円)															
H28	1															
H29	1															
H30	4															
R1(見込)	2															
R2(見込)	3															
R3(見込)	3															
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 積立実績 平成 26 年度 100% 平成 27 年度 100% 平成 28 年度 100% 平成 29 年度 100% 平成 30 年度 100%</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 閉山後等の鉱害防止事業は円滑に実施された。</p>														
	⑤ 税収減を是認する理由等	閉山後の鉱害防止事業が確実に実施され、鉱害発生の未然防止が図られたため。														
11	相当性	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>鉱害防止事業は、イタイイタイ病など国民の健康被害や土砂崩れ災害を防止する事業であり、使用中の集積場等の施設に対する鉱害防止積立金の積立は、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 7 条第 1 項に基づく法律上の義務である。また、同法第 7 条第 2 項に基づき鉱害防止積立金は JOGMEC に積み立てなければならず、税制面での損金算入措置は妥当である。</p> <p>なお、制度創設(昭和 49 年度)以来、40 年以上経過したため、積立が終了した鉱山も増えてきたことから、本制度の適用件数は制度設立時と比べて減少はしているものの、現在もお稼行中の鉱山は存在し、かつ厳しい経営状態にある採掘権者等もいるため、鉱害防止事業の確実な実施のためには引き続き税制措置が必要である。</p>														

	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>使用中の集積場等の施設の鉱害防止工事費の確保を支援する本制度のほかに、鉱害防止工事が完了してもなお永続的に坑廃水が流出する場合等に以下の支援措置を実施。</p> <p>○休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金【予算措置】 倒産等により鉱害防止義務者が存在しない鉱山について、地方公共団体等が鉱害防止事業を実施する場合に、国はその事業費の 4 分の 3 を補助する。 ○鉱害防止事業基金に充てるための負担金の損金算入の特例【租税特別措置法第 28 条第 1 項第 3 号、第 66 条の 11 第 1 項第 3 号、第 68 条の 95】 鉱害防止義務者が存在する鉱山について永続的に流出する坑廃水を処理するため、金属鉱業等鉱害対策特別措置法第 12 条の規定に基づき鉱害防止事業基金に採掘権者等が拠出した場合に、その拠出額を損金算入の特例として認める。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	鉱害防止積立金の積立を行わず、企業倒産等により鉱害防止義務者が不存在化した場合、地方公共団体が地方自治法等に基づき鉱害防止事業を行うこととなるが、当該支援措置により確実に積立が行われることで、そのような事態になった場合の負担の軽減が図られる。
12	有識者の見解	<p>(参考)金属鉱業等鉱害対策特別措置法案に対する附帯決議(昭和 48 年 3 月 28 日 衆議院商工委員会) 将来の鉱害防止事業を確実に実施させるため、的確かつ厳格な指導監督を行うとともに、鉱害防止積立金制度の適切な運用を図り、鉱害防止積立金の税法上の優遇措置を検討すること。</p>
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 29 年 8 月(H29 経産 04)

<令和2年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (R1経産03)

(評価実施府省：経済産業省)

【基本情報】

制度名 (措置名)	海外投資等損失準備金の延長 (海外投資等損失準備金)																						
措置の内容	平成29年度時点	次の法人(特定法人)の株式等(設立又は増資により取得するものに限る。)の取得をした場合に、その価格の低落による損失に備えるため、取得価額にそれぞれ次の割合を乗じた金額を準備金として積み立てたときは、積立額の損金算入ができる。 ① 資源開発事業法人：30% ② 資源開発投資法人：30% ③ 資源探鉱事業法人：70% ④ 資源探鉱投資法人：70%																					
	平成30年度税制改正以後	上記①及び②の法人の株式等に係る準備金の積立率を20%に、上記③及び④の法人の株式等に係る準備金の積立率を50%に、それぞれ引き下げるとともに、準備金の取崩し事由を見直し																					
	令和元年度税制改正以後	従前どおり																					
政策目的	資源の自主開発を推進すること等を通じて、我が国に必要な資源の安定供給を確保すること。																						
評価対象税目	義務対象						努力義務対象																
	法人税	法人住民税																					
関係条項	措法第55条、第68条の43																						
要望内容	措置の適用期限を令和4年3月31日まで2年間延長する。																						
創設年度	S39	過去の政策評価の実績	H23経産08、H25経産08、H27経産06、H29経産05																	区分	延長		

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態												租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況(効果)														
	(参考)				(参考)				(参考)				目標①				目標②				目標③						
	適用件数 (法人税・件)		適用実態調査における適用件数 (法人税・件)		減収額 (法人税・百万円)		適用実態調査における適用額の上位10社割合 (法人税・%)		減収額 (法人住民税・百万円)		適用実態調査における租税特別措置ごとの影響額 (法人住民税・百万円)		「石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる」		「自主開発鉱石の輸入を促進する(鉱物資源(ベースメタル)の自給率を2030年に80%以上に引き上げる)」		「自主開発鉱石の輸入を促進する(2030年までにレアメタル自給率50%)」(平成29年度評価時)										
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	目標値(%)	将来予測	実績	租特の直接的効果	目標達成度	目標値(%)	将来予測	実績	租特の直接的効果	目標達成度	目標値(%)	将来予測	実績	租特の直接的効果	目標達成度
H23	不明	14	-	14	▲6,500.0	▲11,000.0	169.2%	98.7%	不明	▲2,000.0	-	▲1,992.9	不明	不明	22.6%	不明	-	不明	不明	不明	不明	-	不明	不明	不明	不明	-
H24	不明	10	-	10	▲4,467.0	▲4,800.0	107.5%	-	不明	▲800.0	-	▲778.5	不明	不明	22.1%	不明	-	不明	不明	不明	不明	-	不明	不明	不明	不明	-
H25	不明	12	-	12	▲11,000.0	▲2,300.0	20.9%	-	不明	▲500.0	-	▲499.7	不明	不明	23.3%	不明	-	不明	不明	不明	不明	-	不明	不明	不明	不明	-
H26	不明	9	-	7	▲6,160.0	▲5,679.0	92.2%	-	不明	▲1,176.0	-	▲811.9	不明	不明	24.7%	不明	-	不明	不明	54.9%	不明	-	不明	不明	不明	不明	-
H27	10	5	50.0%	5	▲4,100.0	▲3,300.0	80.5%	-	▲500.0	▲470.8	94.2%	▲470.8	不明	不明	27.2%	不明	-	不明	不明	52.1%	不明	-	不明	不明	不明	不明	-
H28	10	5	50.0%	5	▲4,000.0	▲1,300.0	32.5%	-	▲500.0	▲169.7	33.9%	▲169.7	不明	不明	27.4%	不明	-	不明	不明	51.3%	不明	-	不明	不明	不明	不明	-
H29	8	5	62.5%	5	▲1,457.0	▲600.0	41.2%	-	▲302.0	▲77.7	25.7%	▲77.7	不明	不明	26.6%	不明	-	不明	不明	50.6%	不明	-	不明	不明	不明	不明	-
H30	不明	5	-	-	▲2,716.0	▲1,700.0	62.6%	-	▲562.0	▲239.4	42.6%	-	不明	不明	29.4%	不明	-	不明	不明	不明	不明	-	不明	不明	不明	不明	-
R1	5	-	-	-	▲1,200.0	-	-	-	▲162.2	-	-	-	不明	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	-
R2	5	-	-	-	▲1,200.0	-	-	-	▲159.8	-	-	-	不明	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-	-	-	-	-
R3	5	-	-	-	▲1,300.0	-	-	-	▲187.1	-	-	-	不明	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-	-	-	-	-
R4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R5~ /未定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	40.0%	-	-	-	-	80.0%	-	-	-	-	50.0%	-	-	-	-



## 点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	海外投資等損失準備金の延長		
税目	法人税、法人住民税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

## (1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>② 達成目標（自主開発鉱石の輸入を促進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>③ 所期の達成目標（自主開発鉱石の輸入を促進する（2030年までにレアメタルは自給率50%）を削除する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>①・② 資源開発は、初期探鉱から生産開始に至るまでに最低でも10年程度と長期間を要する上、既に生産を開始しているプロジェクトについても時間の経過とともに生産量が低減していくものである。このため、政策目標に対し本特例措置の適用期間ごとの達成目標を設定することはなじまないことから、本特例措置の達成目標は、引き続き石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上、鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上とすることとしたい。</p> <p>③ 鉱物資源の自給率に関する最新の達成目標を定めた「第5次エネルギー基本計画」（平成30年7月3日閣議決定）に倣い、レアメタルの自給率については測定指標から削除した。</p> <p>なお、第5次エネルギー基本計画においてレアメタルの自給率が削除されているのは、その取引量が僅少であり、当該数値を公表した場合取引市場に対して影響を及ぼすおそれがあることから、達成状況を公表できない指標となってしまうためである。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
---

## (2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p> <p>【点検結果】</p> <p>なし。</p>
---

## (3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>なし。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>—</p>
--

## 【点検結果】

なし。

## (4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（平成27年度から29年度までの法人住民税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成30年度の法人住民税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 過去の減収額（平成27年度から29年度までの法人住民税）について、地方税法に基づき把握される影響額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 平成27年度から平成29年度までの法人住民税の減収額は、「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」（第198回国会提出）に基づき、それぞれ平成27年度は470,810千円、平成28年度は169,659千円、及び平成29年度は77,686千円にそれぞれ修正したい。また、これに伴い、別紙は削除したい。</p> <p>② 平成30年度の法人住民税の減収額は、評価書に「前3年度の平均値によって推計」する旨を記したとおり、平成27年度から平成29年度までの平均値である239,385千円と修正したい。</p> <p>③ ①のとおり修正したい。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
--

## (5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（令和元年度から3年度までの法人住民税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 令和元年度から令和3年度までの法人住民税の減収額は、評価書に「前3年度の平均値によって推計」する旨を記したとおり、令和元年度は平成28年度から平成30年度までの平均値である162,243千円、令和2年度は平成29年度から令和元年度までの平均値である159,771千円、令和3年度は平成30年度から令和2年度までの平均値である187,133千円にそれぞれ修正したい。</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
---

## (6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）に対する過去の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p> <p>③ 達成目標（自主開発鉱石の輸入を促進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる））に対する過去の効果（平成30年度）が把握されていない。</p> <p>④ 達成目標（自主開発鉱石の輸入を促進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる））に対する過去の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
--

⑤ 達成目標（自主開発鉱石の輸入を促進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる））に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。

⑥ 所期の達成目標（自主開発鉱石の輸入を促進する（2030年までにレアメタルは自給率50%））に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。

⑦ 租特透明化法に基づき把握される過去の適用数は5件（平成29年度）であり、その原因については、「リスクの高い探鉱・開発事業は、新規企業の参入障壁が高いものであり、また、我が国では、国際競争力の強化といった観点から、これまでに企業の統合・再編が進み、結果的に本制度の適用者数が少なくなっているという事情がある」と説明されているが、そのような適用実態を踏まえても、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与したことが明らかにされていない。

**【経済産業省の補足説明】**

① 石油・天然ガス（平成30年度）については、以下のとおり。  
 自主開発比率＝（我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量）  
 ÷（輸入量及び国内生産量）  
 ＝（147.5万boe/d＋5.7万boe/d）÷（515.5万boe/d＋5.7万boe/d）  
 ＝29.4%  
 （出典：「輸入量」及び「国内生産量」：資源・エネルギー統計、「我が国企業の権益に関する引取量」：独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構のアンケート）

② 我が国の自主開発プロジェクトのうち、本税制を利用したプロジェクトの石油、天然ガスの引取量は、平成28年度は60.4%、平成29年度は58.4%、平成30年度は55.5%と、一貫して6割程度を占めている。また、上記のとおり、本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、事業失敗時においても、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。

③ 平成30年度の鉱物資源（ベースメタル）の自給率については、現在、集計中である。

④ 鉱物資源（ベースメタル）（平成29年度）については、以下のとおり。  
 自給率＝（我が国企業の権益に関する国内地金生産量及び国内リサイクル地金等量）  
 ÷（国内金属需要量）  
 ＝50.6%  
 ※計算式は、地金（銅、鉛、亜鉛、錫）ごとの加重平均等の補正により複雑に算出しているために省略する。  
 （出典：経済産業省「鉄鋼・非鉄金属・金属製品統計」、財務省「貿易統計」、企業アンケート調査）

⑤ 我が国の自主開発プロジェクトのうち、本税制を利用したプロジェクトの金属鉱物の自給率は、平成28年度は51.3%、平成29年度は50.6%と、一貫して5割程度を占めている。

⑥ レアメタルの自給率については、その取引量が僅少であり、当該数値を公表した場合取引市場に対して影響を及ぼすおそれがあるため、公表できない。

⑦ リスクが高く、新規企業の参入障壁が高い探鉱・開発事業に取り組む我が国企業の数が本来的に多くない中で、上記②及び④のとおり、本税制を利用した事業者が石油・天然ガスの自主開発比率及び鉱物資源（ベースメタル）の自給率の向上に大きく貢献していると言える。

**【点検結果】**

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、依然として平成27年度から29年度までの達成目標に対する過去の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）の詳細が明らかにされていないため、この点を課題とする。

② 「我が国の自主開発プロジェクトのうち、本税制を利用したプロジェクトの石油、天然ガスの引取量は、平成28年度は60.4%、平成29年度は58.4%、平成30年度は55.5%と、一貫して6割程度を占めている」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思

われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

③・④ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑤ 「我が国の自主開発プロジェクトのうち、本税制を利用したプロジェクトの金属鉱物の自給率は、平成28年度は51.3%、平成29年度は50.6%と、一貫して5割程度を占めている」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑥ 「レアメタルの自給率については、その取引量が僅少であり、当該数値を公表した場合取引市場に対して影響を及ぼすおそれがあるため、公表できない」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

⑦ 「リスクが高く、新規企業の参入障壁が高い探鉱・開発事業に取り組む我が国企業の数が本来的に多くない中で、上記②及び④のとおり、本税制を利用した事業者が石油・天然ガスの自主開発比率及び鉱物資源（ベースメタル）の自給率の向上に大きく貢献していると言える」との説明では、本特例措置が達成目標の実現にどの程度寄与しているのかについて分析が十分にされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

**【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】**

① 達成目標（石油・天然ガスの自主開発比率を2030年に40%以上に引き上げる）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。

② 達成目標（自主開発鉱石の輸入を促進する（鉱物資源（ベースメタル）の自給率を2030年に80%以上に引き上げる））に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。

**【経済産業省の補足説明】**

①・② 上記のとおり、我が国の自主開発プロジェクトのうち、本税制を利用したプロジェクトの石油、天然ガス、鉱物資源（ベースメタル）の引取量は、一貫して5～6割を占めており、今後とも、これらが自主開発比率及び自給率の維持・向上に大きく寄与していくと考える。  
 資源エネルギーは、国民生活や産業基盤に様々な形で活用される重要な基礎物資であり、現代社会では必要不可欠なものである。しかしながら、我が国はそのほとんどを海外から輸入していることに加え、国際市況の不安定化、探鉱・開発の複雑化・高度化、供給国の政情不安等、極めて脆弱な供給構造を抱えている状況にある。こうした脆弱性を克服するためには、資源エネルギーの長期にわたる安定供給を確保することが重要であり、我が国企業による自主的な探鉱・開発を促進することが必要となるが、資源エネルギーの探鉱・開発は巨額の資金を要する上、近年、プロジェクトの複雑化・高度化が進んでおり、企業のリスクが益々増大している状況を踏まえると、本制度を通じて、そのリスクに備えるための準備金の積立てを税制面で支援し、もって我が国企業による投資の維持・促進を図る意義は高まっている。

**【点検結果】**

①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、達成目標に対する将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。  
 また、達成目標に対する将来の効果について、「我が国の自主開発プロジェクトのうち、本税制を利用したプロジェクトの石油、天然ガス、鉱物資源（ベースメタル）の引取量は、一貫して5～6割を占めており、今後とも、これらが自主開発比率及び自給率の維持・向上に大きく寄与していくと考える」と説明されているが、予測される将来の適用数5件（令和元年度）、5件（令和2年度）及び5件（令和3年度）は、10件未満と僅少であるにもかかわらず、そのような適用見込みを踏まえても、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与すること明らかにされていないため、こ



の点を課題とする。

点検項目(1)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(6)過去の効果が把握されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	海外投資等損失準備金の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目
	①: 政策評価の対象税目	(国税 18・地方税 13(自動運動))(法人税:義、法人住民税:義)
	②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 海外で資源の探鉱・開発事業を行う内国法人に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認める制度。
		《要望の内容》 令和 2 年 3 月 31 日で適用期限の到来する本制度について、適用期限を 2 年間延長する。
		《関係条項》 ・租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 55 条、第 68 条の 43、同法施行令第 32 条の 2、第 39 条の 72、同法施行規則第 21 条、第 22 条の 45 ・地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 23 条第 1 項第 3 号、第 72 条の 23 第 2 項、第 292 条第 1 項第 3 号
5	担当部局	経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油・天然ガス課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和元年 8 月 分析対象期間:平成 27 年度～令和 3 年度
7	創設年度及び改正経緯	昭和 39 年度 「海外投資損失準備金」創設(3 年間) 昭和 42 年度 延長(2 年間) 昭和 44 年度 延長(2 年間) 昭和 45 年度 「石油開発投資損失準備金」創設(2 年間) 昭和 46 年度 石油開発投資損失準備金を「資源開発投資損失準備金」に改組(3 年間) 昭和 48 年度 海外投資損失準備金と資源開発投資損失準備金を統合し、「海外投資等損失準備金」に改組。 昭和 49 年度 延長(2 年間) 昭和 51 年度 延長(2 年間)(開発の積立率:50%→40%) 昭和 53 年度 延長(2 年間) 昭和 55 年度 延長(2 年間) 昭和 57 年度 延長(2 年間) 昭和 59 年度 延長(2 年間) 昭和 61 年度 延長(2 年間) 昭和 63 年度 延長(2 年間)

			平成 2 年度 延長(2 年間) 平成 4 年度 延長(2 年間) 平成 6 年度 延長(2 年間) 平成 8 年度 延長(2 年間) 平成 10 年度 延長(2 年間)(開発の積立率:40%→30%) 平成 12 年度 延長(2 年間) 平成 14 年度 延長(2 年間) 平成 16 年度 延長(2 年間) 平成 18 年度 延長(2 年間) 平成 20 年度 延長(2 年間) 平成 22 年度 延長(2 年間)(探鉱の積立率:100%→90%) (石炭、木材を除外)  平成 24 年度 延長(2 年間) 平成 26 年度 延長(2 年間) 平成 28 年度 延長(2 年間)(探鉱の積立率:90%→70%) 平成 30 年度 延長(2 年間)(探鉱の積立率:70%→50%) (開発の積立率:30%→20%)
8	適用又は延長期間		令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日(2 年間)
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 エネルギーはあらゆる活動を支える基盤であり、安定的なエネルギー供給は、我が国が更なる発展を遂げていくための前提条件である。しかしながら、我が国は、海外からの資源に対する依存度が高く、供給不安に直面するリスクを常に抱えている。また、金属鉱物についても、我が国産業に不可欠なものであるところ、国内外での自動車の電動化や再生可能エネルギー・新エネ機器の普及により、様々な鉱物の需要の増加が見込まれている中で、やはりほぼ全量を海外からの輸入に依存している。こうした脆弱性を克服するため、資源の自主開発を推進すること等を通じて、我が国に必要な資源の安定供給を確保する。
			《政策目的の根拠》 ・エネルギー基本計画(平成 30 年 7 月 3 日閣議決定) 第 2 章 2030 年に向けた基本的な方針と政策対応 第 1 節 基本的な方針 2. “多層化・多様化した柔軟なエネルギー需給構造”の構築と政策の方向 (5) 海外の情勢変化の影響を最小化するための国産エネルギー等の開発・導入の促進による自給率の改善 我が国は、海外からの資源に対する依存度が高く、資源調達における交渉力の限界等の課題や、資源国やシーレーンにおける情勢変化の影響などを背景として、供給不安に直面するリスクを常に抱えており、エネルギー安全保障の確保は、我が国が抱える大きな課題であり続けている。… また、こうした中で、例えば、海外の資源権益の獲得も含めて、石油・天然ガスや石炭における自主開発比率(輸入量及び国内生産量に占める、我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量の割合)の目標などを必要に応じて設定することは有効である。… 第 2 節 2030 年に向けた政策対応

		<p>1. 資源確保の推進</p> <p>(1) 化石燃料の自主開発の促進と強靱な産業体制の確立</p> <p>資源のほぼ全量を海外からの輸入に依存する我が国において、資源の安定的かつ低廉な調達を行うためには、国際市場から調達するのみならず、我が国企業が海外での資源権益を確保し、直接その操業に携わることで、生産物の引取りを行う、いわゆる自主開発の推進を図ることが極めて重要である。・・・</p> <p>近年は、資源開発における技術的難易度の高度化・複雑化に加え、中国・インド等、化石燃料需要の増加著しい国々の国営石油企業と我が国資源開発企業との競争がますます激化している。しかしながら、我が国資源開発企業の生産規模や財務基盤は欧米資源メジャーや新興国の国営石油企業と比べて小さく、国際競争力の強化が喫緊の課題となっている。一方、エネルギーミックスでは 2030 年においても化石燃料は一次エネルギー供給の約8割を占める見込みであり、エネルギー小国である我が国において、石油・天然ガス・石炭の安定供給の確保は引き続き重要な課題である。</p> <p>こうした状況を踏まえれば、石油・天然ガス・石炭の安定供給に向け、上流権益の確保に、継続的に取り組んでいくとともに、諸外国との競争に負けない、強靱な産業体制を確立していくことが必要である。このため、石油・天然ガスの自主開発比率(2016 年度は 27%)を 2030 年に 40%以上に引き上げること、石炭の自主開発比率(2016 年度は 61%)は 2030 年に 60%を維持することを目指す。・・・</p> <p>(5) 鉱物資源の安定供給確保</p> <p>国内外での自動車の電動化や再生可能エネルギー・新エネ機器の普及により、様々な鉱物の需要の増加が見込まれる一方、中国をはじめとする新興国企業による資源国への進出が活発化する中、我が国において必要な鉱物資源の安定供給確保に関する支援策を一層拡充していく必要がある。JOGMEC によるリスクマネー供給機能や、開発・企業買収に対する支援のあり方について検討の上、必要な措置を講ずるとともに、コバルト等が偏在するアフリカへの資源外交の強化等に取り組む、総力を挙げて鉱物資源の安定供給の確保の強化に取り組む。</p> <p>金属鉱物の安定供給確保のためには、供給源の多角化に加え、使用済製品から金属鉱物の回収を着実に進めるとともに、回収技術が確立されていない鉱種についても積極的に技術開発を進めていくことが重要である。また、カントリーリスクの高い地域に偏在する金属鉱物については、代替材料開発や省資源に向けた取組を進めていく。我が国産業に不可欠な金属鉱物について、急激な価格高騰や需給のひっ迫に際しても安定供給が確保されるよう、このような取組と上流開発を併せて、鉱物資源(ベースメタル)の自給率(2016 年度は 50%)を 2030 年に 80%以上に引き上げることを目指す。・・・</p>
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 資源・燃料

	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>○石油・天然ガス 石油・天然ガスの自主開発比率を 2030 年に 40%以上に引き上げる。</p> <p>○金属鉱物 我が国の金属鉱物の安定供給の確保を強化するため、自主開発鉱物の輸入を促進する(金属鉱物は多種にわたるため、効果測定指標として、「鉱物資源(ベースメタル)の自給率を 2030 年に 80%以上に引き上げる」を設定)。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。</p> <p>我が国企業による投資が維持・促進されることで、自主開発比率等の向上に繋がり、我が国に必要な資源の安定供給の確保に寄与することになる。</p>
10 有効性等	①: 適用数	<p>○適用数</p> <p>平成 27 年度: 5 件 平成 28 年度: 5 件 平成 29 年度: 5 件 平成 30 年度: 5 件 令和元 年度: 5 件 令和 2 年度: 5 件 令和 3 年度: 5 件</p> <p>※平成 27 年度～平成 29 年度については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第 198 回国会提出)における実績を引用。 ※平成 30 年度～令和 3 年度については、前 3 年度の平均値によって推計。</p>
	②: 適用額	<p>○適用額</p> <p>平成 27 年度: 138 億円 平成 28 年度: 55 億円 平成 29 年度: 26 億円 平成 30 年度: 73 億円 令和元 年度: 51 億円 令和 2 年度: 50 億円 令和 3 年度: 58 億円</p> <p>※平成 27 年度～平成 29 年度については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第 198 回国会提出)における実績を引用。 ※平成 30 年度～令和 3 年度については、前 3 年度の平均値によって推計。</p>

	③: 減収額	<p>○減収額</p> <p>平成 27 年度 国税:33 億円、地方税:470,810 千円          平成 28 年度 国税:13 億円、地方税:169,659 千円          平成 29 年度 国税:6 億円、地方税:77,686 千円          平成 30 年度 国税:17 億円、地方税:239,385 千円          令和元 年度 国税:12 億円、地方税:162,243 千円          令和 2 年度 国税:12 億円、地方税:159,771 千円          令和 3 年度 国税:13 億円、地方税:187,133 千円</p> <p>※平成 27 年度～平成 29 年度の国税の減収額については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第 198 回国会提出)の適用額に各年度の法人税率を乗じることで試算。また、地方税の減収額については、地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書(第 198 回国会提出)における実績を引用。          ※平成 30 年度～令和 3 年度については、前 3 年度の平均値によって推計。</p>
	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>○石油・天然ガスの自主開発比率(注 1)</p> <p>平成 26 年度: 24.7%          平成 27 年度: 27.2%          平成 28 年度: 27.4%          平成 29 年度: 26.6%          平成 30 年度: 29.4%(達成率:73.5%)</p> <p>○鉱物資源(ベースメタル)の自給率(注 2)</p> <p>平成 26 年度: 54.9%          平成 27 年度: 52.1%          平成 28 年度: 51.3%          平成 29 年度: 50.6%(達成率:63.3%)          平成 30 年度: 集計中</p> <p>※平成 27 年度以降、品位低下により我が国製錬所への受入基準を満たさなくなり、鉱石引取権はあるものの輸入できなくなった自主開発鉱石が増加したため、直近の自給率が低下している。</p> <p>(注 1)石油・天然ガスの自主開発比率          輸入量及び国内生産量に占める、我が国企業の権益に関する引取量及び国内生産量の割合。</p> <p>(注 2)鉱物資源(ベースメタル)の自給率          金属需要に占める、我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量に国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量を加えたものの割合。「我が国企業の権益下にある輸入鉱石から得られる地金量」については、事業者からの聞き取り調査による。「金属需要量」及び「国内スクラップから得られるリサイクル地金等の量」については、非鉄金属等需給動態統計調査(政府統計)による。</p>

		<p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。</p> <p>租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書(第 198 回国会提出)によると、本制度の適用事業者(法人)数は、平成 27 年度～平成 29 年度の平均で 5 社、また、本制度の適用額は、平成 27 年度～平成 29 年度の平均で 73 億円となっている。この間、法人実効税率は約 30%で推移していたことを踏まえると、単純計算で、1 社あたり年間で約 5 億円ものキャッシュフロー改善効果が生じていることになる。</p> <p>資源の探鉱・開発段階は、他のプロジェクト(生産段階)からのキャッシュインがあるものの、継続的に巨額のキャッシュアウトに耐えなければならぬフェーズだが、そうした状況においても、本制度によるキャッシュフロー改善効果により、我が国企業による資源探鉱・開発投資を維持するとともに、新たな資源探鉱・開発投資の促進が図られている。</p> <p>石油・天然ガスの自主開発比率や鉱物資源(ベースメタル)の自給率については、様々な要因から増減しているものの、中長期的なトレンドとしては、一貫して上昇傾向にあり、本制度は、政策目標の達成に関して有効であると考えられる。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>エネルギーや金属鉱物は、国民生活や産業基盤に様々な形で活用される重要な基礎物資であり、現代社会では必要不可欠なものであるが、我が国では現状、こうした資源のほとんどを海外からの輸入に頼っているため、海外においてエネルギー供給上の何らかの問題が発生した場合、我が国が自律的に資源を確保することが難しいという根本的な脆弱性を抱えている。</p> <p>本制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、我が国企業による投資の維持・促進を図るものであるが、我が国に必要な資源の安定供給の確保という公益性に鑑みれば、本制度による税収減は是認されるものと考えられる。</p> <p>また、海外投資等損失準備金制度は、プロジェクトが失敗することなく掘削期間(5 年)を経過した場合、その後 5 年にわたり均等に取崩し(益金算入)をすることから、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置であると考えられる。</p>

11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>予算措置は、申請から交付に至るまでの時間を要することが一般的であるが、税制措置は、税法上の要件を満たすことによりそのインセンティブが直ちに確定することから、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、より機動的で的確な政策手段となっている。</p> <p>また、海外投資等損失準備金制度は、プロジェクトが失敗することなく掘置期間(5年)を経過した場合、その後5年にわたり均等に取崩し(益金算入)をすることから、課税の公平原則に照らし、国民の納得できる必要最小限の特例措置であると考えられる。</p> <p>なお、リスクの高い探鉱・開発事業は、新規企業の参入障壁が高いものであり、また、我が国では、国際競争力の強化といった観点から、これまでに企業の統合・再編が進み、結果的に本制度の適用者数が少なくなっているという事情がある。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算措置では、石油・天然ガスに関して、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構による海外探鉱等事業への出資・債務保証、及び海外の天然ガス資産開発・液化等出資がある。また、金属鉱物に関しても、同じく独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構による海外探鉱等事業への出融資・債務保証がある。</p> <p>我が国企業は、生産規模や財務基盤が欧米資源メジャーや新興国の国営石油企業と比べて小さいため、単独での権益取得や探鉱・開発事業の実施が困難となる場合がある。独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構による出資等は、こうした巨額の資金が必要な場合において、我が国企業と共同で出資等を行うものである。</p> <p>一方、海外投資等損失準備金制度は、リスクの高い探鉱・開発事業を行う我が国企業に対して、事業失敗等による損失に備えるために準備金の積立て及びその損金算入を認めることにより、キャッシュフロー改善効果から、我が国企業による投資の維持・促進を図るものである。</p> <p>なお、本制度以外の税制措置としては、探鉱準備金又は海外探鉱準備金、新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除(減耗控除制度)がある。減耗控除制度は、減耗性を有する鉱床が事業を行う上での基盤となっている特殊性を考慮し、一般事業会社における減価償却制度に擬制して所得控除を行うことで、継続的な生産を確保する制度であるが、減耗控除制度における海外自主開発法人への出資については、海外投資等損失準備金制度の適用は租税特別措置法上認められていない。(租税特別措置法第58条第14項)</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>本税制措置の対象税目には地方税も含まれるが、本措置を通じて自主開発比率等が向上することにより、地域経済に不可欠な資源の安定供給の確保に寄与することとなる。</p>

12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成29年8月(H29 経産05)





## 点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	特定原子力施設炉心等除去準備金の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

## (1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（事故炉廃炉等のために必要な資金を確保した上で機構に積み立てること、事故事業者に安全かつ着実な事故炉廃炉等を実施させていく）は、政策目的（事故事業者が、廃炉に必要な資金を機構法に基づいて積み立てることにより、安全かつ着実な廃炉の実施を確保する）を表しているものであり、政策目的の実現状況を明らかにすることができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 東京電力は、福島への責任を貫徹する観点から経営改革に取り組む必要があり、廃炉や賠償といった福島での取組もあわせ、「新々・総合特別事業計画」に短期・中期の取組を記載している。その中で、東京電力は、安全かつ着実な廃炉の実施に向け、廃炉等積立金を毎年度2,000億円ずつ積み増していくことが「想定」されている。他方、廃炉等積立金制度を規定する原子力損害賠償・廃炉等支援機構法上は、廃炉等積立金の額は毎年度機構において決定（経産大臣が財務大臣に協議の上で認可）されるものであり、その基準は、「廃炉にかかる資金の見通し」や「東電の収支状況」を踏まえて決定されるものであるため、「目標」という概念とはなじまないと判断した。なお、他に言及しうる定量的な数字が存在しない中、必要性が高い場合には、柔軟に対応することも検討したい。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

## (2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（法人税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 適用数は東京電力HD1社のみである。なお、廃炉等積立金制度を規定した改正機構法の施行が平成29年10月1日であり、積立額の申請・認可等は平成30年度分からの実施となるため、平成29年度は適用実績なしとなる。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

## (3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（法人税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 現時点においては、事故を起こした原子力事業者は東京電力1社のみであり、今後の事故は見通しとしてお示しするものとしてなじまないことから、1社としている。</p>

## 【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

## (4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p>								
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① (法人税)</p> <table border="0"> <tr> <td>平成29年度</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>1,929百万円（適用額）×23.2%=448百万円</td> </tr> </table> <p>(法人住民税)</p> <table border="0"> <tr> <td>平成29年度</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>448百万円×7%=31百万円</td> </tr> </table> <p>(事業税)</p> <p>対象事業者が所得割の時にのみ影響があるため、今回は連動なし。</p> <p>② 上記参照</p>	平成29年度	—	平成30年度	1,929百万円（適用額）×23.2%=448百万円	平成29年度	—	平成30年度	448百万円×7%=31百万円
平成29年度	—							
平成30年度	1,929百万円（適用額）×23.2%=448百万円							
平成29年度	—							
平成30年度	448百万円×7%=31百万円							
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、算定の基礎となる適用額について算定根拠が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>								

## (5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（令和2年度から4年度までの法人税、法人住民税及び法人事業税）が年度ごとに予測されていない。</p> <p>③ 将来の減収額（令和元年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p>								
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① (法人税)</p> <table border="0"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>6,099百万円（適用額）×23.2%=1,415百万円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度以降</td> <td>未定</td> </tr> </table> <p>(法人住民税)</p> <table border="0"> <tr> <td>令和元年度</td> <td>1,415百万円×7%=99百万円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度以降</td> <td>未定</td> </tr> </table> <p>(事業税)</p> <p>対象事業者が所得割の時にのみ影響があるため、今回は連動なし。</p> <p>② 令和2年度以降はデブリ取り出しに係る作業計画が未定のため金額を想定しえない。</p> <p>③ 上記参照</p>	令和元年度	6,099百万円（適用額）×23.2%=1,415百万円	令和2年度以降	未定	令和元年度	1,415百万円×7%=99百万円	令和2年度以降	未定
令和元年度	6,099百万円（適用額）×23.2%=1,415百万円							
令和2年度以降	未定							
令和元年度	1,415百万円×7%=99百万円							
令和2年度以降	未定							
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>② 「令和2年度以降はデブリ取り出しに係る作業計画が未定のため金額を想定しえない」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、算定の基礎となる適用額について算定根拠が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>								

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（事故炉廃炉等のために必要な資金を確保した上で機構に積み立てることで、事故事業者に安全かつ着実な事故炉廃炉等を実施させていく）は、政策目的（事故事業者が、廃炉に必要な資金を機構法に基づいて積み立てることにより、安全かつ着実な廃炉の実施を確保する）を表しているものであり、達成目標に対する過去の効果を把握することができない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① (1)に記載したとおり、「目標」として設定するものとしてはなじまないが、廃炉等積立金については、制度開始から2年間、概ね2,000億円ずつ積み増しを行っているところ。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（事故炉廃炉等のために必要な資金を確保した上で機構に積み立てることで、事故事業者に安全かつ着実な事故炉廃炉等を実施させていく）は、政策目的（事故事業者が、廃炉に必要な資金を機構法に基づいて積み立てることにより、安全かつ着実な廃炉の実施を確保する）を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① (1)に記載したとおり、「目標」として設定するものとしてはなじまないが、廃炉等積立金については、今後も引き続き、概ね2,000億円ずつ積み増しを行うことを「想定」している。ただし、「廃炉にかかる資金の見通し」や「東電の収支状況」を踏まえて決定される性質のものであり、今後もこれらの状況を見極めながら対応してまいりたい。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(1)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、その中でも(1)達成目標が設定されていないこと、(6)過去の効果が把握されていないこと及び(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	特定原子力施設炉心等除去準備金の延長
2	対象税目	(国税20・地方税15(自動連動))(法人税:義、法人住民税:義、事業税:義)
	①: 政策評価の対象税目 ②: 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(以下、機構法)第55条の3第1項に規定する廃炉等実施認定事業者が、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の2第1項の規定により特定原子力施設として指定された施設(以下、特定原子力施設)に係る著しく損傷した炉心等の除去に要する費用(以下、炉心等除去費用)の支出に充てるため、当該特定原子力施設ごとに、当該特定原子力施設につき当該事業年度において機構法第55条の3第1項及び第2項の規定により原子力損害賠償・廃炉等支援機構に廃炉等積立金として積み立てた金額に相当する金額以下の金額を損金経理の方法により特定原子力施設炉心等除去準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、当該事業年度の損金の額に算入する(当該特定原子力施設につき炉心等除去費用の額を支出した場合には、当該事業年度の益金の額に算入する。)</p> <p>《要望の内容》</p> <p>適用期限を3年間延長する</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法第57条の4の2、第68条の54の2</p>
5	担当部局	経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課 電力産業・市場室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和元年8月 分析対象期間:平成29年度～令和4年度
7	創設年度及び改正経緯	平成29年4月 創設 (同年10月 改正機構法の施行)
8	適用又は延長期間	令和2年度～令和4年度
9	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>事故事業者が、廃炉に必要な資金を機構法に基づいて積み立てることにより、安全かつ着実な廃炉の実施を確保する。</p>

		<p>《政策目的の根拠》</p> <p>機構法第45条第1項認定を受けた原子力事業者であって廃炉等を実施する者(廃炉等実施認定事業者)は、廃炉等の適正かつ着実な実施を確保するため、毎事業年度、機構が当該事業者へ通知する額の金銭を廃炉等積立金として積み立てなければならないこととされている。</p>													
	②: 政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 電力・ガス													
	③: 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>事故炉廃炉等のために必要な資金を確保した上で機構に積み立てることで、事故事業者に安全かつ着実な事故炉廃炉等を実施させていく。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>長期にわたる事故炉廃炉等を安全かつ着実に実施する上で、準備金の積立時に損金に算入(支出時に益金に算入)できる本措置は、政策目的を達成するための手段として重要な措置である。</p>													
10	有効性等	①: 適用数	<p>適用件数</p> <table border="1"> <tr><td>平成29年度</td><td>0</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>1</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>1</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>1</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>1</td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td>1</td></tr> </table>	平成29年度	0	平成30年度	1	令和元年度	1	令和2年度	1	令和3年度	1	令和4年度	1
		平成29年度	0												
		平成30年度	1												
令和元年度	1														
令和2年度	1														
令和3年度	1														
令和4年度	1														
②: 適用額	<p>適用額(百万円)</p> <table border="1"> <tr><td>平成29年度</td><td>0</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>1,929</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>6,099</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>—</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>—</td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td>—</td></tr> </table> <p>* 令和2年度以降については、今後の廃炉作業の進捗等に応じて変化していくことになるため、想定することは困難である。</p>	平成29年度	0	平成30年度	1,929	令和元年度	6,099	令和2年度	—	令和3年度	—	令和4年度	—		
平成29年度	0														
平成30年度	1,929														
令和元年度	6,099														
令和2年度	—														
令和3年度	—														
令和4年度	—														
③: 減収額	<p>減収額(百万円)</p> <table border="1"> <tr><td>平成29年度</td><td>0</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>71</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>226</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>—</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>—</td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td>—</td></tr> </table> <p>* 適用額に税率を乗じて試算したもの</p> <p>* 令和2年度以降については、今後の廃炉作業の進捗等に応じて変化していくことになるため、想定することは困難である。</p>	平成29年度	0	平成30年度	71	令和元年度	226	令和2年度	—	令和3年度	—	令和4年度	—		
平成29年度	0														
平成30年度	71														
令和元年度	226														
令和2年度	—														
令和3年度	—														
令和4年度	—														

	④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 機構法に基づく廃炉等積立金の積立が滞りなく実施されている。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 廃炉等実施認定事業者は、廃炉のために必要な資金のほか、機構法に基づき、認定事業者の収支の状況に照らして電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保に支障を生じない限度において、できるだけ高額な負担を求めるものとして機構が定める特別負担金を支払う義務(2018年度:500億円)や、他の原子力事業者と同様に、機構法に基づき、一般負担金を支払う義務(2018年度:567億円)がある。 適用事業者においては、こうした義務を履行しつつ、機構法に基づく廃炉等積立金の積立を実施しているところ。</p>
	⑤: 税収減を是認する理由等	<p>長期にわたる事故炉廃炉を確実に実施する上で、本準備金の措置は不可欠であり、準備金の積立時に損金に算入(支出時に益金に算入)できる本措置は、政策目的を達成するための手段としても妥当と考えられる。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>長期にわたる事故炉廃炉等を安全かつ着実に実施する上で、準備金の積立時に損金に算入(支出時に益金に算入)できる本措置は、政策目的を達成するための手段として妥当な措置である。</p> <p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>—</p> <p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>政策目的である安全かつ着実な廃炉の実施を確保する上で、必要な資金を積み立てるためには、地方税法上の所要の措置を講じることが不可欠である。</p>
12	有識者の見解	<p>機構法における廃炉等積立金制度については、経済産業省に設置された「東京電力改革・1F問題委員会」で取りまとめられた「東電改革提言(2016年12月)」及び「総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革貫徹のための政策小委員会 中間とりまとめ(2017年2月)」に加え、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針(2016年12月20日閣議決定)」を踏まえて措置されたものである。</p>
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—





## 点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
税目	法人税、法人住民税
区分	□新設      ■拡充      □延長

## (1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（民間研究開発投資を2020年度までに対GDP比3%以上とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が、事後評価の実施が見込まれる3年から5年後までの間において、示されていない。</p> <p>② 達成目標（人文科学を含むあらゆる分野の科学技術に関する知見を活用することで、科学技術・イノベーション創出の活性化を図る）は、政策目的（自律的なイノベーションエコシステムを構築するとともに、人文科学を含むあらゆる分野の科学技術に関する知見を活用することで、科学技術・イノベーション創出の活性化を図る）を表しているものであり、政策目的の実現状況を明らかにすることができない。</p> <p>③ 新たな達成目標（人文科学を含むあらゆる分野の科学技術に関する知見を活用することで、科学技術・イノベーション創出の活性化を図る）を追加する合理的な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① あり得べき次期科学技術基本計画、未来投資戦略、統合イノベーション戦略等において定められる目標をもって、適切に設定することとした。</p> <p>②・③ 今般の税制改正要望は、「人文科学のみに係る科学技術」についても科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（以下「活性化法」）に位置づけ、人文系機関の積極的参画を促すことによりイノベーション創出を促進し、新たな産学官共同研究が活性化することを目的とした活性化法改正に併せて行うもの。</p> <p>他方、もとより研究開発税制は、民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発等の加速を通じた我が国企業の競争力を強化することを目的としており、民間企業の研究開発投資を2020年頃までに対GDP比3%にすることを目標としている。</p> <p>“人文科学を含むあらゆる分野の科学技術に関する知見を活用することで、科学技術・イノベーション創出の活性化を図る”という目標は、今般の要望に係る目標ではあるものの、研究開発税制の本来の達成目標ではない。当初は本要望に係る達成目標として、研究開発税制全体の達成目標と並記していたが、当該目標を殊更に強調することは、これのみを持って当該目的を完遂せしめるかのごとく誤解を与え、民間企業の研究開発投資の維持・拡大という本税制の本来の目的の位置づけが相対的に低下するため、削除することとした。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>②・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

## (2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（法人税）について、租税特別措置の適用実態調査（財務省）を用いて記載されているが、適用実態調査の結果と相違がみられる。</p> <p>② 過去の適用数（法人税）について、適用事業者数が記載されているが、租税特別措置の適用実態調査（財務省）の適用法人数と相違がみられる。</p>
--

<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 「租税特別措置の適用実態調査（財務省）」は延べ件数となっており、例えばある企業が中小企業技術基盤強化税制とオープンイノベーション型など複数の制度を利用している場合、2件とカウントされる。本評価書では、このような延べ件数ではなく、総額型（4,102）と中小企業技術基盤強化税制（5,411）を合わせた数値として9,513件としている。</p> <p>② 評価書の適用数の記載は、租税特別措置の適用実態調査（財務省）の適用件数を用いることとし、評価書を修正することとする。</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
---

## (3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（法人税）について、平成29年度実績値と同数として算定されているが、算定根拠が誤っているため、算定に誤りがある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 「(2)過去の適用数」の補足説明と同様に修正する。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

## (4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人住民税）が把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成30年度の法人税）が把握されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 法人住民税を追記した。また、過去の減収額については、地方税における税負担軽減措置等の運用状況等に関する報告書及び当省アンケート調査の結果を踏まえて算出してきたが、平成30年度の減収額については、現時点で調査結果数が十分に集まっておらず算出できないため、平成29年度と同額としたい。</p> <p>② 過去の減収額については、租税特別措置の適用実態調査及び当省アンケート調査の結果を踏まえて算出してきたが、平成30年度の減収額については、現時点で調査結果数が十分に集まっておらず算出できないため、平成29年度と同額としたい。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

## (5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税）が予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（令和元年度の法人税）が予測されていない。</p> <p>③ 将来の減収額（令和2年度の法人税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。</p> <p>④ 将来の減収額（令和3年度及び4年度の法人税）について、達成目標（民間研究開発投資を2020年度までに対GDP比3%以上とする）から逆算して算定根拠を設定しており、過去の実績値等の適切な算定根拠を用いて予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>①・② 法人住民税を追記した。また、減収額の推計については、租税特別措置の適用実態調査結果に当省アンケート調査の結果を踏まえて算出してきたが、現時点、調査結果数が十分に集まっていないことから算出できないため、平成29年度と同額とした。</p> <p>③・④ 2020年頃に名目GDP600兆円の実現を目指し、官民合わせた研究開発投資を対</p>

<p>GDP4%以上とするには、民間研究開発投資額を2016年の13.3兆円から2020年18兆円（600兆円×3%）にする必要があり、5年間で平均7.8%増加し続ける事が必要となる。これを実現させるべく、適用額を推計したもの。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、将来の減収額（令和2年度の法人住民税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>④ 「2020年頃に名目GDP600兆円の実現を目指し、官民合わせた研究開発投資を対GDP4%以上とするには、民間研究開発投資額を2016年の13.3兆円から2020年18兆円（600兆円×3%）にする必要があり、5年間で平均7.8%増加し続ける事が必要となる。これを実現させるべく、適用額を推計したもの」との説明では、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(6) 過去の効果

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 達成目標（民間研究開発投資を2020年度までに対GDP比3%以上とする）に対する過去の効果（平成30年度）が把握されていない。</p> <p>② 達成目標（民間研究開発投資を2020年度までに対GDP比3%以上とする）に対する過去の効果について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p> <p>③ 達成目標（民間研究開発投資を2020年度までに対GDP比3%以上とする）に対する過去の効果について、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていない。</p>
<p><b>【経済産業省の補足説明】</b></p> <p>①～③ 英国歳入関税庁（HMRC）の施策評価によると、研究開発税制の押し上げ効果（税控除1に対し研究開発投資が増加する割合）は、1.53～2.35倍であり、諸外国の研究でも同程度であった。(5)②の補足説明のとおり、平成30年度の適用見込額6,660億円から推計すると、押し上げ額は10,190億円～15,651億円と推定される。平成30年度の民間企業研究開発投資額実績は不明であるが、平成29年度の13.8兆円と比較するとその約1割は研究開発税制の押し上げ効果によるものと考えられ、対GDP民間研究開発投資比率の増加に貢献していると言える。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>①～③ 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 達成目標（民間研究開発投資を2020年度までに対GDP比3%以上とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>② 達成目標（人文科学を含むあらゆる分野の科学技術に関する知見を活用することで、科学技術・イノベーション創出の活性化を図る）は、政策目的（自立的なイノベーションエコシステムを構築するとともに、人文科学を含むあらゆる分野の科学技術に関する知見を活用することで、科学技術・イノベーション創出の活性化を図る）を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。</p>
<p><b>【経済産業省の補足説明】</b></p> <p>① 未来投資戦略2017、2018（閣議決定）や骨太の方針2019（閣議決定）等を背景として、民間企業の研究開発を2020年度頃までに対GDP比3%にするためには、引き続き本制</p>

<p>度において、企業におけるイノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資やイノベーション経営に向けた企業の意識・行動改革を最大限後押しすることが重要。</p> <p>研究開発税制は、(6)に記載のとおりこれまで民間企業の研究開発投資への押し上げに貢献してきており、今後も民間企業尾研究開発投資を押し上げることにより、目標（民間企業の研究開発投資を2020年頃までに対GDP比3%にする）達成に寄与するものと考えられる。</p> <p>② 今般の税制改正要望は、「人文科学のみに係る科学技術」についても活性化法に位置づけ、人文系機関の積極的参画を促すことによりイノベーション創出を促進し、新たな産学官共同研究が活性化することを目的とした活性化法改正に併せて行うもの。</p> <p>他方、もともと研究開発税制は、民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発等の加速を通じた我が国企業の競争力を強化することを目的としており、民間企業の研究開発投資を2020年頃までに対GDP比3%以上をすることを目標としている。</p> <p>“人文科学を含むあらゆる分野の科学技術に関する知見を活用することで、科学技術・イノベーション創出の活性化を図る”という目標は、今般の要望に係る目標ではあるものの、研究開発税制の本来の達成目標ではない。当初は本要望に係る達成目標として、研究開発税制全体の達成目標と並記していたが、当該目標を殊更に強調することは、これのみを持って当該目的を完遂せしめるのかのごとく誤解を与え、民間企業の研究開発投資の維持・拡大という本税制の本来の目的の位置づけが相対的に低下するため、削除することとした。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、達成目標に対する将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

点検項目(1)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充
2	対象税目	① 政策評価の対象税目 (法人税:義)(国税 26) (法人住民税:義)(地方税 25)
		② 上記以外の税目 (所得税:外)(国税 26)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 所得の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合、その事業年度の法人税額(国税)から、試験研究費の額に税額控除割合を乗じて計算した金額を控除することを認める制度。
		《要望の内容》 人文科学を含む科学技術・イノベーション創出の活性化を促進すべく、オープンイノベーション型の対象機関の拡大を行う。  ○ 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(以下「活性化法」という。)第 49 条の検討規定等を踏まえ、科学技術基本法、活性化法で定める科学技術の定義の見直しについての法改正を検討している。法改正を行う場合、活性化法が対象とする「試験研究機関等」の範囲が拡大されることとなるため、新たに「試験研究機関等」に追加される機関についても、オープンイノベーション型の共同研究先とし、30%の控除率を措置する。
		《関係条項》 租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 10 条、第 42 条の 4、第 68 条の 9 地方税法第 23 条第 1 項第 4 号、同法第 292 条第 1 項 4 号、同法附則第 8 条
5	担当部局	経済産業省産業技術環境局技術振興・大学連携推進課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和元年 8 月 分析対象期間:平成 28 年度～令和 4 年度
7	創設年度及び改正経緯	・増加型:昭和 42 年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制:昭和 60 年度創設 ・特別試験研究費税額控除制度:平成 5 年度創設 ・総額型:平成 15 年度創設 ・高水準型:平成 20 年度創設 ・平成 26 年度税制改正にて、上乗せ措置(増加型及び高水準型)を 3 年間延長するとともに、増加型の控除率を定率 5%から 5～30%(試験研究費の増加率に応じて控除率が変化する仕組み)に変更 ・平成 27 年度税制改正にて、控除上限を法人税額の 30%に引上げる(総額型 25%、特別試験研究費税額控除制度(オープンイノベーション

		型)5%(ともに恒久措置))とともに、オープンイノベーション型の控除率(12%から 20%又は 30%)及び対象費用(中小企業からの知財権の使用料)を拡充し、繰越控除制度を廃止。 ・平成 29 年度改正にて、増加型を廃止した上で、総額型に増加インセンティブを組み込み、高水準型を延長しつつ、売上高試験研究費割合が 10%超の場合や中小企業者等の試験研究費が 5%超増加した場合に控除上限を上乗せできる措置を導入。加えて、試験研究費の定義を見直し(第 4 次産業革命型のサービスの開発を追加)、特別試験研究費税額控除制度の要件を緩和。 ・平成 31 年度税制改正にて、控除率及び控除上限の上乗せ措置を 2 年間延長しつつ、総額型の控除率を見直し、増加インセンティブを強化するとともに、ベンチャー企業が総額型を利用する場合の控除上限を引き上げ。加えて、高水準型を廃止し、試験研究費割合が 10%超の場合の控除率上乗せ措置を創設。さらに、特別試験研究費税額控除制度の控除上限を法人税額の 5%から 10%に引き上げるとともに、支援対象を拡大し、一部控除率を引上げ。
8	適用又は延長期間	恒久措置 ただし、以下の措置については令和 2 年度末まで。 ・増減試験研究費割合が 8%超の場合の控除率及び中小企業の控除上限の上乗せ措置 ・試験研究費割合が 10%超の場合の控除率・控除上限の上乗せ措置
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 我が国の研究開発投資総額(平成 29 年度:19.1 兆円)の約 7 割(同:13.8 兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発等の加速を通じた我が国企業の競争力を強化する。 具体的には、民間企業の研究開発投資を 2020 年度頃までに対 GDP 比 3%にする。
		《政策目的の根拠》 ○第 5 期科学技術基本計画(平成 28 年～32 年度)[平成 28 年 1 月 22 日閣議決定] 第 7 章 科学技術イノベーションの推進の強化 (5)未来に向けた研究開発投資の確保 第 5 期基本計画においても、これまでの科学技術振興の努力を継続していく観点から～(中略)～政府研究開発投資に関する具体的な目標を引き続き設定し、政府研究開発投資を拡充していくことが求められる。 このため、官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4%以上とすることを目標とするとともに、(以下略)  ○未来投資戦略 2017[平成 29 年 6 月 9 日閣議決定] 4. イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム (2)新たに講ずべき具体的施策 ～略～研究開発投資の目標については、官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比 4%以上とすることを目標とする～略～ ii)我が国が強い分野への重点投資 ～略～ 民間企業の研究開発投資を対 GDP 比 3%にすることを目標とすることにより、官民合わせた研究開発投資の対 GDP 比 4%以上とすることを目標とする。

		<p>○未来投資戦略 2018[平成 30 年 6 月 15 日閣議決定]</p> <p>3. イノベーションを生み出す大学改革と産学官連携・ベンチャー支援</p> <p>3-1. 自律的なイノベーションエコシステムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2020 年度までに、官民合わせた研究開発投資の対 GDP 比を 4%以上とする。</li> </ul> <p>3-2. ベンチャー支援強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大企業やベンチャーキャピタル(VC)が抱えるヒト・モノ・カネ・チエを研究開発型ベンチャーに環流させ、自発的な好循環を定着させるべく、両者の連携・提携・共同研究等を促進する仕組みを構築する。</li> </ul> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2019(骨太の方針)[令和元年 6 月 21 日閣議決定]</p> <p>第2章 Society 5.0 時代にふさわしい仕組みづくり</p> <p>5. 重要課題への取組</p> <p>(2) 科学技術・イノベーションと投資の推進</p> <p>① 科学技術・イノベーションの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>～略～官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比 4%以上とすることを目標とする。</li> </ul> <p>○科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律</p> <p>(人文科学を含む科学技術の活性化及びイノベーションの創出の活性化に関する検討)</p> <p>第 49 条 政府は、科学技術・イノベーション創出の活性化を図る上で人文科学を含むあらゆる分野の科学技術に関する知見を活用することが重要であることに鑑み、人文科学のみに係る科学技術を含む科学技術の活性化及びイノベーションの創出の活性化の在り方について、人文科学の特性を踏まえつつ、試験研究機関等及び研究開発法人の範囲を含め検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>○統合イノベーション戦略 2019[令和元年 6 月 21 日閣議決定]</p> <p>第 I 部</p> <p>10. 次期基本計画の策定と司令塔機能の更なる強化に向けて</p> <p>(1) 次期基本計画の策定</p> <p>(略) 科学技術イノベーションの国家における位置付けの変化を念頭に、次期基本計画策定にあたっては、第5期基本計画のレビューを行うとともに、国民全体を巻き込んだ幅広い議論を誘発し、世界における我が国の立ち位置を再検討し、あるべき将来像からバックキャストしつつ、経済社会産業構造や地域活性化、人材育成、人文・社会科学を含め議論を行う。必要に応じ、科学技術基本法の見直しも含め、科学技術の基本的理念について抜本的に再検討を行う。</p> <p>第 II 部</p> <p>第3章 地の社会実装</p> <p>(3) 政府事業・制度等におけるイノベーション化の推進</p> <p>○目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;研究開発投資の促進&gt;</li> <li>～略～官民研究開発投資目標(対 GDP 比 4%以上)の達成</li> </ul>
--	--	--

		<p>② 政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>経済成長 技術革新</p> <p>③ 達成目標及びその実現による寄与</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>民間研究開発投資を 2020 年度までに対 GDP 比 3%以上とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>我が国全体の研究開発投資の 7 割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資の対 GDP 比率を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。</p>
<p>10 有効性等</p>	<p>① 適用数</p>	<p>○利用実績(うち、資本金 1 億円以下の法人分)</p> <p>適用件数</p> <p>&lt;総数&gt;</p> <p>平成 28 年度 8,888 件(6,083 件)</p> <p>平成 29 年度 9,513 件(6,577 件)</p> <p>平成 30 年度 9,513 件(6,577 件)(見込み)</p> <p>令和元年度 9,513 件(6,577 件)(見込み)</p> <p>うち、オープンイノベーション型</p> <p>平成 28 年度 397 件(189 件)</p> <p>平成 29 年度 503 件(234 件)</p> <p>平成 30 年度 503 件(234 件)(見込み)</p> <p>令和元年度 503 件(234 件)(見込み)</p> <p>※平成 28、29 年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。</p> <p>※平成 30 年度、令和元年度は算出中のため平成 29 年度と同数とした。</p> <p>○将来推計</p> <p>適用件数</p> <p>&lt;総数&gt;</p> <p>令和 2 年度 9,513 件</p> <p>うち、オープンイノベーション型 503 件</p> <p>令和 3 年度 9,513 件</p> <p>うち、オープンイノベーション型 503 件</p> <p>令和 4 年度 9,513 件</p> <p>うち、オープンイノベーション型 503 件</p> <p>※適用件数については、現時点において増減させる要素が明確でないことから令和 2 年度、令和 3 年度、令和 4 年度は、平成 29 年度実績値と同数とした。</p>
	<p>② 適用額</p>	<p>【国税】</p> <p>○減収額実績(うち、資本金 1 億円以下の法人分)</p> <p>&lt;総額&gt;</p> <p>平成 26 年度 6,746 億円(364 億円)</p>



	<p>平成 27 年度 6,158 億円(388 億円)                  平成 28 年度 5,926 億円(368 億円)                  平成 29 年度 6,660 億円(405 億円)                  うち、オープンイノベーション型                  平成 26 年度 3 億円(0.1 億円)                  平成 27 年度 39 億円(0.7 億円)                  平成 28 年度 42 億円(1.6 億円)                  平成 29 年度 81 億円(1.8 億円)                  (出典:財務省「租税特別措置の適用実態調査」)</p> <p>○将来推計                  &lt;総額&gt;                  令和 2 年度 6,660 億円                  令和 3 年度 7,179 億円                  令和 4 年度 7,739 億円</p> <p>※適用金額については、「2020 年頃に名目 GDP600 兆円達成」及び「民間研究開発投資を対 GDP 比 3%以上」という目標を達成するためには、民間研究開発投資を毎年 7.8%増加させる必要があることから、平成 29 年度実績値の 107.8%に相当する額を令和 3 年度推計値に、令和 3 年度推計値の 107.8%に相当する額を令和 4 年度推計値とした。</p> <p>【地方税】                  ○減収額実績                  &lt;総額&gt;                  平成 26 年度 45 億円                  平成 27 年度 39 億円                  平成 28 年度 34 億円                  平成 29 年度 39 億円                  うち、オープンイノベーション型                  平成 26 年度 -                  平成 27 年度 0.07 億円                  平成 28 年度 0.21 億円                  平成 29 年度 0.24 億円                  (出典:総務省「地方税における税負担軽減措置等の運用状況等に関する報告書」)</p> <p>○将来推計                  &lt;総額&gt;                  令和 2 年度 39 億円                  令和 3 年度 42 億円                  令和 4 年度 45 億円                  うち、オープンイノベーション型                  令和 2 年度 0.24 億円                  令和 3 年度 0.25 億円                  令和 4 年度 0.27 億円</p> <p>※適用金額については、「2020 年頃に名目 GDP600 兆円達成」及び</p>
--	--

	<p>「民間研究開発投資を対 GDP 比 3%以上」という目標を達成するためには、民間研究開発投資を毎年 7.8%増加させる必要があることから、平成 29 年度実績値の 107.8%に相当する額を令和 3 年度推計値に、令和 3 年度推計値の 107.8%に相当する額を令和 4 年度推計値とした。</p>																								
③ 減収額	適用額に同じ。																								
④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》                  回復基調にあった我が国の研究開発費の対 GDP 比率は、2014 年度をピークに下降傾向にあり、2017 年度においても同水準までは回復していない。                  よって、未だ「官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4%以上」及び「民間企業研究開発投資を対 GDP 比の 3%以上」という目標を達成できていない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2011</th> <th>2012</th> <th>2013</th> <th>2014</th> <th>2015</th> <th>2016</th> <th>2017</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>研究開発投資総額</td> <td>3.52%</td> <td>3.50%</td> <td>3.57%</td> <td>3.66%</td> <td>3.55%</td> <td>3.42%</td> <td>3.48%</td> </tr> <tr> <td>民間企業研究開発投資額</td> <td>2.48%</td> <td>2.46%</td> <td>2.50%</td> <td>2.62%</td> <td>2.56%</td> <td>2.47%</td> <td>2.52%</td> </tr> </tbody> </table> <p>そのため、「官民合わせた研究開発費の対 GDP 比 4%以上」及び「民間企業研究開発投資の対 GDP 比 3%以上」を達成するためには、引き続き本制度において、企業におけるイノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資やイノベーション経営に向けた企業の意識・行動改革を最大限後押しすることが重要であると考えられる。                  この点、「人文科学のみに係る科学技術」を行う試験研究機関等は活性化法の対象となっていないため、研究開発税制の対象となっていないが、活性化法への追加に伴い、研究開発税制の対象にも追加することにより、研究者のマインドチェンジ、人文科学に係る研究者のイノベーション創出への積極的参画が期待される。</p>		2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	研究開発投資総額	3.52%	3.50%	3.57%	3.66%	3.55%	3.42%	3.48%	民間企業研究開発投資額	2.48%	2.46%	2.50%	2.62%	2.56%	2.47%	2.52%
	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017																		
研究開発投資総額	3.52%	3.50%	3.57%	3.66%	3.55%	3.42%	3.48%																		
民間企業研究開発投資額	2.48%	2.46%	2.50%	2.62%	2.56%	2.47%	2.52%																		
⑤ 税収減を是認する理由等	<p>オープンイノベーション型は、毎年着実に増加しており、今後もオープンイノベーションの拡大が見込まれるが、いまだその規模は大きくはない。                  現在は、「人文科学のみに係る科学技術」を行う試験研究機関等は科学技術・イノベーション活性化法の対象となっていないため、研究開発税制の対象となっていないが、活性化法への追加に伴い、研究開発税制の対象にも追加することにより、研究者のマインドチェンジ、人文科学に係る研究者のイノベーション創出への積極的参画が期待される。これにより更なるオープンイノベーションの拡大をはかり、もって「官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の 4%以上」の達成を果たすことが必要である。</p>																								

<p>11 相当性</p>	<p>① 租税特別措置等によるべき妥当性等</p>	<p>革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当であると考えられる。</p> <p>予算による措置の場合は、各事業は国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指すものとなる。他方、我が国のイノベーションは企業が牽引しており、かつ、企業が自らの負担で推進していることから、企業の創意工夫ある自主的な研究開発を促進することが成長力・国際競争力の観点から極めて重要である。よって、研究開発テーマに中立的かつ公平に支援を行う税制支援の方が民間活力による研究開発投資を幅広く支援する制度として適切である。</p> <p>研究開発税制については、平成31年度税制改正において、研究開発投資の「量」を更に増加させていくため、控除上限を最大で法人税額の45%に引き上げるなど、研究開発投資の増加インセンティブがより強くはたらくよう見直しを行うとともに、研究開発投資の「質」の向上に向け、オープンイノベーションや研究開発型ベンチャーの成長を促す措置を講じた。これに加え、現在は、研究開発税制の対象になっていない「人文科学のみに係る科学技術」を行う試験研究機関等をオープンイノベーション型の対象に追加することにより、研究者のマインドチェンジ、人文科学に係る研究者のイノベーション創出への積極的参画を促すことにより、さらに研究開発投資の促進を図ることは妥当であると考えられる。</p>
	<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>予算上の措置は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者及び研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発投資段階において成果の獲得を目指す制度であり、民間活力による研究開発投資を幅広く促進する制度である税制措置とは支援目的と対象が異なる。</p> <p>OECD ペーパー (Appelt, S. et al. (2016)) においても、「研究開発税制と予算等による直接的な支援措置とは政策目的が異なるとされており、予算等による直接的な支援措置は社会的リターンが大きい特定のプロジェクトを支援するものである一方、研究開発税制は、民間企業にどのような研究開発を行うかの選択の余地を残している点で、市場メカニズムに基づく措置であるとされている。</p>
	<p>③ 地方公共団体が協力する相当性</p>	<p>地方税法第23条第1項第4号及び第292条第1項第4号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則第8条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>
<p>12 有識者の見解</p>		<p>-</p>

<p>13 前回の事前評価又は事後評価の実施時期</p>	<p>平成30年8月(H30 経産07)</p>
------------------------------	--------------------------



<令和2年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (R1経産06-1)

(評価実施府省：経済産業省)

【基本情報】

制度名 (措置名)	省エネ再エネ高度化投資促進税制の拡充及び延長 (省エネルギー) (-)										
措置の内容	平成29年度時点	-									
	平成30年度税制改正以後	次の区分に応じ、それぞれの減価償却資産 (高度省エネルギー増進設備等) の取得等をして、これを国内にあるその法人の事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度において、その高度省エネルギー増進設備等の取得価額の30%相当額の特別償却ができる。また、中小企業者等については、当該特別償却とその高度省エネルギー増進設備等の取得価額の7%相当額の税額控除との選択適用ができる。 ① エネルギー使用合理化のための機械その他の減価償却資産でエネルギーの使用の合理化に特に効果の高い一定のもの ② 連携省エネルギー措置の実施により取得等をされる機械その他の減価償却資産で、エネルギーの使用の合理化に資する一定のもの ③ 荷主連携省エネルギー措置の実施により取得等をされる機械その他の減価償却資産でエネルギーの使用の合理化に資する一定のもの									
	令和元年度税制改正以後	従前どおり									
政策目的	「長期エネルギー需給見通し」(平成27年7月経済産業省決定)において掲げられた、最終エネルギー消費で2030年度に原油換算で5,030万klの省エネ見通しを実現すること。										
評価対象税目	義務対象					努力義務対象					
	法人税	法人住民税	法人事業税								
関係条項	措法第42条の5、第68条の10										
要望内容	措置の適用期限を令和4年3月31日まで2年間延長する。また、中長期的な計画に基づく省エネ投資の対象事業者に、認定管理統括事業者及び管理関係事業者を追加する。										
創設年度	H30	過去の政策評価の実績			H29経産09			区分	拡充・延長		

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態													租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況 (効果)															
	適用件数 (法人税・件)			(参考)		減収額 (法人税・百万円)			(参考)		(参考)		減収額 (地方法人二税・地方法人特別税・百万円)			(参考)		目標											
				適用実態調査における適用件数 (法人税・件)					適用実態調査における適用額の上 位10社割合 (法人 税 (特別償 却)・%)		適用実態調査に おける適用額の上 位10社割合 (法人税 (特別 控除)・%)					適用実態調査に おける租税特別措 置ごとの影響額 (地方法人二税・ 地方法人特別税・ 百万円)		「各部門の省エネルギー目標 (原油換算) の見通しを達成する」											
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	産業部門			業務部門				運輸部門								
将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	目標値 (万kl)	将来予測	実績	租税の直 接的効果	目標 達成度	目標値 (万kl)	将来予測	実績	租税の直 接的効果	目標 達成度	目標値 (万kl)	将来予測	実績	租税の直 接的効果	目標 達成度		
H23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	239	-	-	-	-	253	-	-	-	-	-	-	362	-
H30	967	35	3.6%	-	▲7,051.0	▲220.0	3.1%	-	-	▲8,604.0	▲190.0	2.2%	-	不明	198.6	不明	不明	-	不明	51.0	不明	不明	-	不明	22.8	不明	不明	-	
R1	437	-	-	-	▲2,870.0	-	-	-	-	▲1,970.0	-	-	-	-	不明	-	-	-	-	不明	-	-	-	-	不明	-	-	-	
R2	437	-	-	-	▲2,870.0	-	-	-	-	▲1,970.0	-	-	-	-	不明	-	-	-	-	不明	-	-	-	-	不明	-	-	-	
R3	437	-	-	-	▲2,870.0	-	-	-	-	▲1,970.0	-	-	-	521	不明	-	-	-	613	不明	-	-	-	804	不明	-	-	-	
R4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R5~ 未定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,042	-	-	-	-	1,226	-	-	-	-	1,607	-	-	-	-	

(注) 経産06は、評価書に記載されている関係条項別 (省エネルギー分、再生可能エネルギー分) に「点検シート」及び「点検結果表」を作成している。

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	省エネ再エネ高度化投資促進税制の拡充及び延長 (省エネルギー)		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	□新設	■拡充	■延長

(1) 達成目標

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	なし。
【経済産業省の補足説明】	—
【点検結果】	なし。

(2) 過去の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 過去の適用数(法人税)について、「実績推計」と説明されているが、特別償却及び特別控除の二つの制度ごと適用数及び算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。 ② 過去の適用数(法人税) 35件(平成30年度)が前回評価時の将来予測967件と乖離しているにもかかわらず、その原因が分析されていない。
【経済産業省の補足説明】	① 過去の適用数は、税制措置を受けようとする事業者が、各経済産業局に提出した確認申請書をもとに集計している。ただし、確認申請書の計画通りに税制を活用したかどうか明らかではないため、すべて確認申請書通りに活用したと仮定して算出しているため、過去分であっても「推計」としている。 また、特別償却及び特別控除についても、どちらの税制を活用したか明らかではないため、確認申請書を提出した事業者(35件)のうち、特別控除との選択適用が可能な中小事業者等(5件)は、全件特別控除を活用すると仮定し、以下のように算出した。 ・特別償却：30件(=35件-5件) ・特別控除：5件 ② 将来予測967件に対し、適用数35件と乖離している理由は、平成30年度は税制初年度のため、本税制の対象者に周知されていなかったことが要因。また、連携省エネルギー計画の実施に必要な設備投資(<工場等連携>及び<荷主連携>)については、改正省エネ法の施行(税制措置の開始)が平成30年12月となり、適用期間が4ヵ月しかなかったことも要因。
【点検結果】	① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「特別償却及び特別控除についても、どちらの税制を活用したか明らかではないため、確認申請書を提出した事業者(35件)のうち、特別控除との選択適用が可能な中小事業者等(5件)は、全件特別控除を活用すると仮定」との説明では、算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていないため、この点を課題とする。 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】	① 将来の適用数(法人税)について、「前回要望時算定をもとに試算」と説明されてい
-------------------------	--

るが、特別償却及び特別控除の二つの制度ごと適用数及び算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。 ② 将来の適用数437件(法人税)が平成30年度の実績推計35件と乖離しているにもかかわらず、その原因が分析されていない。															
【経済産業省の補足説明】															
① 将来の適用数(法人税)は、以下算定根拠に基づき、437者(=197者+20者+220者)と試算した。 ○中長期的な計画に基づく省エネ投資 ・想定される利用事業者数：197者 $8,750者 \times 16.15\% \times 70\% \div 2年 \times 40\% \approx 197者$ ※特定事業者における利益法人数：8,750者 ※単年度原単位で7%以上改善(大規模投資を実施と仮定)した事業者の割合：16.15% ※2年連続Sクラスの事業者の割合：70% ※Sクラスのうち製造業の割合：40% ○連携省エネルギー計画の実施に必要な設備投資<工場等連携> ・想定される利用事業者数：20者 $8,750者 \times (2件 \div 436件) \times 50\% \approx 20者$ ※省エネ補助金の工場間一体省エネルギー事業の過去2年の年平均事業数(実績)：2件 ※本補助金における特定事業者の採択件数：436件 ※特定事業者のうち製造業の割合：50% ○連携省エネルギー計画の実施に必要な設備投資<荷主連携> ・想定される利用事業者数：220者 $(900者 \times 23.8\%) + 100者 \times 0.7 = 220者$ ※省エネ法改正による準荷主として規制対象として追加された事業者数：900者 ※省エネ改正前の特定荷主のうち既存の設備・システム導入割合：23.8%(=200者÷842者) ※省エネ法改正による特定荷主のうちEC事業者とフランチャイザーの数：100者 (=50者+50者) ※利益法人の割合：0.7 ② 平成30年度は、税制初年度のため周知不足であったが、令和元年度は、中長期的な計画に基づく省エネでは、2年連続Sクラスの対象事業者のうち約1,800者に対し、税制活用を喚起する案内を送付し周知に努めたこと、また、連携省エネルギー計画の実施に必要な設備投資(<工場等連携>及び<荷主連携>)は、適用期間が前年度の4ヵ月から通期となるため、要望時通りの適用数が見込めるものと思料。															
【適用数】															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成30</th> <th>令和元年</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用数</td> <td>35件</td> <td>437件</td> <td>437件</td> <td>437件</td> </tr> </tbody> </table>	年度	平成30	令和元年	令和2	令和3	区分					適用数	35件	437件	437件	437件
年度	平成30	令和元年	令和2	令和3											
区分															
適用数	35件	437件	437件	437件											
【点検結果】															
① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、特別償却及び特別控除の二つの制度ごと適用数及び算定根拠(計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていないため、この点を課題とする。 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。															

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 過去の減収額（平成30年度の法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「実績推計」と説明されているが、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに減収額及び算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

① 平成30年度推計に基づき、減収額（特別償却と特別控除）を以下の通りに、試算した。

【減収額の試算（平成30年度の推計値に基づく）】

- ・特別償却：1.9億円（=30件×0.9億円/件×0.07）
- ・特別控除：0.3億円（=5件×0.9億円/件×0.07）

合計：2.2億円

※平成30年度の推計値に基づく平均設備費用：0.9億円/件

※減収額の算出のため投資費用に乗じる値：0.07  
（法人税率23%、特別償却30%、税額控除7%（中小企業）としたとき、特別償却：0.23×0.30=0.069、税策控除：0.07となるため、一律に0.07を乗じることとする。）

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、法人住民税及び法人事業税の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の減収額（令和元年度から3年度までの法人税、法人住民税及び法人事業税）について、「前回要望時算定をもとに試算」と説明されているが、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとに減収額及び算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

① 将来の減収額（法人税、法人住民税及び法人事業税）は、以下算定根拠に基づき、試算した。

- ・減収額（法人税） 28.7億円
- ・減収額（法人住民税） 2.0億円
- ・減収額（法人事業税） 17.7億円

○減収額（法人税）

- ・減収額見込み：28.7億円（=12.4億円+6.2億円+10.1億円）

法人税減収額の算出のため投資費用に乗じる値は、法人税率23%、特別償却30%、税額控除7%（中小企業）としたとき、特別償却：0.23×0.30=0.069、税策控除：0.07となるため、一律に0.07を乗じることとする。

○中長期的な計画に基づく省エネ投資

- ・減収額見込み：12.4億円（=197者×0.9億円×0.07）

※想定される利用者数：197件

※想定される平均的設備費用：0.9億円（※平成30年度の推計値）

※減収額の算出のため投資費用に乗じる値：0.07

○連携省エネルギー計画の実施に必要な設備投資＜工場等連携＞

- ・減収額見込み：6.2億円（=20者×4.4億円×0.07）

※想定される利用者数：20件

※想定される平均的設備費用：4.4億円  
（=省エネ補助金の工場間一体省エネルギー事業の過去2年の平均設備費用）

※減収額の算出のため投資費用に乗じる値：0.07

○連携省エネルギー計画の実施に必要な設備投資＜荷主連携＞

- ・減収額見込み：10.1億円（=（150者×0.5億円+70者×1.0億円）×0.07）

※想定される利用者数（発着荷主主体連携）：150者

※想定される平均的設備費用：0.5億円（※ヒアリング値）

※想定される利用者数（EC事業者主体連携）：70者

※想定される平均的設備費用：1.0億円（※ヒアリング値）

※減収額の算出のため投資費用に乗じる値：0.07

○減収額（法人住民税）

- ・減収額見込み：2.0億円（=28.7億円×0.07）

※法人税の減収額見込み：28.7億円

※減収額の算出のため投資費用に乗じる値：0.07

○減収額（法人事業税）

- ・減収額見込み：17.7億円

・法人税減収額を法人税率で割り戻して算出した課税標準：123.7億円  
（=28.7億円÷23.2%）

・上記の課税標準のうち、特別償却を適用した割合を乗じた額：106.0億円  
（=123.7億円×85.7%）

※地方法人二税の試算にあたり、特別償却及び税額控除の適用割合は、本税制の30年度推計値に基づき、中小企業者（14.3%=5件÷35件）は、全件税額控除を適用することとし、残りの大企業（85.7%=30件÷35件）は、特別償却を適用するものと仮定する。

- ・法人事業税所得割の減収額：5.9億円（=106.0億円×5.6%）…（1）
- ・地方法人特別税の減収額：11.2億円（=5.9億円×189.4%）…（2）
- ・法人事業税（付加価値割）の減収額：0.6億円（=106.0億円×0.6%…（3）

・（1）、（2）、（3）の合計：17.7億円（=5.9億円+11.2億円+0.6億円）

【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、特別償却及び特別控除の二つの制度ごとの減収額及び算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標（各部門の省エネルギー目標（原油換算）の見通しを達成する）に対する過去の効果について、定量的に把握されていない。

【経済産業省の補足説明】

① (2)過去の適用数でご説明の通り、平成30年度推計値に基づき、設備区分ごとのエネルギー削減量を、以下の通りに、算出した。また、税制措置によって、各部門におけるエネルギーミックスの進捗に対する貢献度を集計した。

ただし、平成30年度末時点での各部門における累計省エネ量は、令和2年3月に公表予定の「2018年度における地球温暖化対策計画の進捗状況（地球温暖化対策推進本部）」を基に算出するため、現時点での試算は難しく、エネルギーミックスの達成に向けた平成30年度の取組全体に対し、本税制措置による効果を算出することは困難である。そのため、2017年度のエネルギー削減量の実績値と比較し、貢献度を試算した。



**【省エネ再エネ高度化投資促進税制（省エネ部分）】**  
**【平成30年度 推計値】 各設備のエネルギーミックスへの貢献度**

設備区分	エネルギーミックスの各部門	エネルギー削減量 …①	エネルギーミックス (2017年度の 単年度実績) …②	エネルギーミックス への貢献度 (2017年度実績対比) …①÷②
高効率ボイラー	業務	144kl/年	32,000kl	0.4500%
高効率・低炭素工業炉	産業	60kl/年	229,000kl	0.0262%
産業用ヒートポンプ	産業	308kl/年	18,000kl	1.7111%
コージェネレーション設備	産業	0kl/年	- (※1)	-
高効率モータ	産業	35kl/年	22,000kl	0.1591%
高効率変圧器	業務	195kl/年	85,000kl	0.2294%
FEMS	産業	0kl/年	15,000kl	0.0000%
BEMS	業務	0kl/年	106,000kl	0.0000%
<b>合計</b>		<b>742kl/年</b>	<b>507,000kl</b>	<b>0.1464%</b>

(※1)  
最終エネルギー消費の削減量として計上しないが、エネルギーミックスでは転換部門における一次エネルギー消費の削減に寄与するものとして記載あり。

**【平成30年度 推計値】 各部門のエネルギーミックスへの貢献度**

各部門	エネルギー削減量 …①	エネルギーミックス (2017年度の 単年度実績) …②	エネルギーミックス への貢献度 (2017年度実績対比) …①÷②
産業部門	403kl/年	487,000kl	0.0828%
業務部門	339kl/年	465,000kl	0.0729%
運輸部門	0kl/年	701,000kl	0.0000%
<b>合計</b>	<b>742kl/年</b>	<b>1,653,000kl</b>	<b>0.0449%</b>

(参考)

**エネルギーミックスの省エネ取組の進捗状況**

- エネルギーミックス達成に向けて、引き続き省エネを推進する必要がある。

**全体 <省エネ量 ▲5,030万kl> 2017年度時点 ▲1,073万kl (進捗率：21.3%)**  
(標準進捗：27.8%)

産業部門 <省エネ量 ▲1,042万kl>	業務部門 <省エネ量 1,226万kl>
<b>2017年度時点 ▲239.4万kl (進捗率：23.0%)</b> > 主な対策 ・ LED等の導入 [58.4万kl/108.0万kl (54.1%)] ・ 産業用ヒートポンプの導入 [6.1万kl/87.9万kl (6.9%)] ・ 産業用モータの導入 [11.0万kl/166.0万kl (6.6%)] ・ FEMSの活用等によるエネルギー管理の実施 [8.9万kl/67.2万kl (13.2%)]	<b>2017年度時点 ▲252.7万kl (進捗率：20.6%)</b> > 主な対策 ・ LED等の導入 [116.0万kl/228.8万kl (50.7%)] ・ トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上 [41.3万kl/278.4万kl (14.8%)] ・ BEMSの活用等によるエネルギー管理の実施 [48.3万kl/235.3万kl (20.5%)]
運輸部門 <省エネ量 ▲1,607万kl>	家庭部門 <省エネ量 ▲1,160万kl>
<b>2017年度時点 ▲362.2万kl (進捗率：22.5%)</b> > 主な対策 ・ 次世代自動車の普及 [59.1万kl/938.9万kl(6.3%)] <参考> 地球温暖化対策計画 (2013年度案) ほか ・ その他の運輸部門対策 [13.8万kl/668.2万kl (2.1%)] <small>自動車運転の推進、共同輸送の推進、エコドライブの推進 など</small>	<b>2017年度時点 ▲219.4万kl (進捗率：18.9%)</b> > 主な対策 ・ LED等の導入 [115.1万kl/201.1万kl (57.2%)] ・ トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上 [15.9万kl/133.5万kl (11.9%)] ・ HEMSの活用等によるエネルギー管理の実施 [1.0万kl/178.3万kl (0.6%)]

※上記表内の「2017年度時点での削減量」は、累計値で表記。

**【点検結果】**

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 達成目標（各部門の省エネルギー目標（原油換算）の見通しを達成する）に対する将来の効果について、定量的に予測されていない。</p>
<p><b>【経済産業省の補足説明】</b></p> <p>① 達成目標に対する将来の効果については、エネルギーミックスの達成に向けて、本税制以外にも、省エネ法による規制措置、補助金等の予算措置や研究開発等の政策ツールを動員しているため、本税制措置による効果に加え、これらの要因による影響を勘案し、達成目標の実現状況を予測することは困難である。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(2)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

<令和2年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (R1経産06-2)

(評価実施府省：経済産業省)

【基本情報】

制度名 (措置名)	省エネ再エネ高度化投資促進税制の拡充及び延長 (再生可能エネルギー) (-)										
措置の内容	平成29年度時点	-									
	平成30年度税制改正以後	法人が再生可能エネルギー発電設備等の取得等をして、これをその法人の国内にある事業の用に供した場合には、その事業の用に供した日を含む事業年度において、その再生可能エネルギー発電設備等の取得価額の20%相当額の特別償却ができる。									
	令和元年度税制改正以後 (予定)	従前どおり									
政策目的	再生可能エネルギーの主力電源化とエネルギーミックスの達成に向けて、発電コスト削減と固定価格買取制度による国民負担の抑制を達成しつつ、電源ごとの実態に即した再生エネルギーの導入を推進すること。										
評価対象税目	義務対象			努力義務対象							
	法人税	法人住民税	法人事業税								
関係条項	措法第43条、第68条の16										
要望内容	措置の適用期限を令和4年3月31日まで2年間延長する。										
創設年度	H30	過去の政策評価の実績	H29経産09							区分	延長

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態												租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況 (効果)							
	適用件数 (法人税・件)			(参考)		減収額 (法人税・百万円)			(参考)		減収額 (地方法人二税・地方法人特別税・百万円)			(参考)		目標 「2030年度のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの総発電電力量に占める割合と発電電力量」 再エネ全体：22～24%程度				
				適用実態調査 における適用件 数 (法人税・ 件)					適用実態調査 における適用 額の上位 10社割合 (法人税 (%)					適用実態調査 における租税特 別措置ごとの影 響額 (地方法 人二税・地方 人特別税・百万 円)						
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	目標値 (%)	将来予測	実績	租税の直 接的効果	目標 達成度			
H23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
H24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
H26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
H28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
H29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
H30	272	36	13.2%	-	▲4,666.0	▲1,807.0	38.7%	-	▲5,692.0	不明	-	-	不明	不明	不明	不明	不明	-		
R1	40	-	-	-	▲2,806.0	-	-	-	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-		
R2	40	-	-	-	▲2,023.0	-	-	-	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-		
R3	40	-	-	-	▲2,023.0	-	-	-	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	-	-		
R4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
R5～/ 未定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	22.0～24.0%	-	-	-	-	-		

(注) 経産06は、評価書に記載されている関係条項別(省エネルギー分、再生可能エネルギー分)に「点検シート」及び「点検結果表」を作成している。



【総括表の別紙】

租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況（効果）																									
目標																									
「2030年度のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの総発電電力量に占める割合と発電電力量」																									
太陽光：7.0%程度（約6,400万kW、749億kWh）					風力：1.7%程度（約1,000万kW、182億kWh）					地熱：1.0～1.1%程度（約140～155万kW、102～113億kWh）					水力：8.8～9.2%程度（約4,874～4,931万kW、939～981億kWh）					バイオマス：3.7～4.6%程度（約602～728万kW、394～490億kWh）					
目標値 (億kWh)	将来予測	実績	租特の直 接的效果	目標 達成度	目標値 (億kWh)	将来予測	実績	租特の直 接的效果	目標 達成度	目標値 (億kWh)	将来予測	実績	租特の直 接的效果	目標 達成度	目標値 (億kWh)	将来予測	実績	租特の直 接的效果	目標 達成度	目標値 (億kWh)	将来予測	実績	租特の直 接的效果	目標 達成度	
H23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H30	不明	不明	不明	不明	-	不明	不明	不明	不明	-	不明	不明	0	-	-	不明	不明	0.00008	不明	-	不明	不明	0.00009	不明	-
R1	不明	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	-
R2	不明	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	-
R3	不明	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	-
R4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R5～/ 未定	749	-	-	-	-	182	-	-	-	-	102～113	-	-	-	-	939～981	-	-	-	-	394～490	-	-	-	-

点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	省エネ再エネ高度化投資促進税制の拡充及び延長 (再生可能エネルギー)		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

(1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標 (2030年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合22~24%に向けて、適用対象年度においても着実に再エネ設備の導入を促進する)を達成すべき時期 (目標達成時期)が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>② 所期の達成目標 (平成42年度のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの総発電電力量に占める太陽光の割合と発電電力量:7.0%程度(約6,400万kW、749億kWh))を削除する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>③ 所期の達成目標 (平成42年度のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの総発電電力量に占める風力の割合と発電電力量:1.7%程度(約1,000万kW、182億kWh))を削除する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>④ 所期の達成目標 (平成42年度のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの総発電電力量に占める地熱の割合と発電電力量:1.0~1.1%程度(約140~155万kW、102~113億kWh))を削除する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>⑤ 所期の達成目標 (平成42年度のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの総発電電力量に占める水力の割合と発電電力量:8.8~9.2%程度(約4,874~4,931万kW、939~981億kWh))を削除する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>⑥ 所期の達成目標 (平成42年度のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの総発電電力量に占めるバイオマスの割合と発電電力量:3.7~4.6%程度(約602~728万kW、394~490億kWh))を削除する合理的な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 再生可能エネルギーの導入については、下記②~⑥に示すとおり、2030年度のエネルギーミックスにおける電源構成比率の実現を目指すことが、一貫した政府の達成目標である。</p> <p>②~⑥ 前回(9/2)の照会を受け、令和2年度税制改正要望書及び令和2年度地方税制改正要望事項「合理性」欄の「同上の期間中の達成目標」の記述内容との統一のため、達成目標を「2030年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合22~24%に向けて、適用対象年度においても着実に再エネ設備の導入を促進する」と記載しているが、あくまで、所期の達成目標の変更はないため、2030年度のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの総発電電力量に占める各電源の割合と発電電力量を以下のとおりとする旨、達成目標に補足させていただきたい。</p> <p>再エネ全体：22~24%程度 (2,366~2,515億kWh)                  太陽光：7.0%程度 (約6,400万kW、749億kWh)                  風力：1.7%程度 (約1,000万kW、182億kWh)                  地熱：1.0~1.1%程度 (約140~155万kW、102~113億kWh)                  水力：8.8~9.2%程度 (約4,874~4,931万kW、939~981億kWh)                  バイオマス：3.7~4.6%程度 (約602~728万kW、394~490億kWh)</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>②~⑥ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、達成目標を達成すべき時期が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年</p>

度において示されていないため、この点を課題とする。

(2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数 (平成30年度の法人税)について、「FIT制度の認定を受けて平成30年度に稼働した再生可能エネルギー発電設備の件数、業界団体や事業者ヒアリング等から適用可能件数を推計」と説明されているが、算定根拠 (計算式、計算に用いた数値及びその出典)が明らかにされていない。</p> <p>② 過去の適用数 (平成30年度)について、税目の記載に不足がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 適用数及び減収額について、算定根拠及び算定結果の詳細は以下のとおり。                  なお、前回評価時の将来予測272件と乖離が生じているのは、前回評価時以降に租税特別措置等の内容が変更され、対象設備から太陽光発電設備と風力発電設備が外れたことに起因する。</p> <p>&lt;算定根拠&gt;</p> <p>【適用数の算定根拠となる式】</p> <p>(F) 設備別の適用数 = (A) 導入件数 (件) × (B) 税制適用割合 × (C) 要件達成割合 (※)</p> <p>(※) 本税制措置において先進的要件が設定されている中小水力、バイオマス利用メタンガス製造装置、風力発電装置専用機械類のみ。</p>
<p>【減収額の算定根拠となる式】</p> <p>(G) 設備別の減収額 = (D) 導入出力数 (kW) × (B) 税制適用割合 × (C) 要件達成割合 (※同上) × (E) システム単価 (万円/kWh)</p>
<p>【計算に用いた数値及びその出典等に係る説明】</p> <p>&lt;(A) 導入件数及び (D) 導入出力数&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小水力発電設備、バイオマス利用メタンガス製造装置、地熱発電設備は、固定価格買取 (FIT) 制度の認定を受け、平成30年度に稼働した件数 (地方公共団体等を除く) と合計発電出力数の実績値を使用。</li> <li>・木質バイオマス発電設備は、日本木質バイオマスエネルギー協会 (JWBA) から実績値をヒアリング。木質バイオマス熱供給装置は「木質バイオマスエネルギー利用動向調査」等より JWBA が推計。</li> <li>・電線路 (自営線) は、30年度公共施設等先進的CO2排出削減モデル事業及び福島県における再エネ導入促進のための支援事業費補助金データより算出。</li> <li>・定置用蓄電設備は、太陽光については、平成30年度再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業 (第6号事業) の実績値から「対象件数」を、定置用蓄電設備併設型設備合計発電出力に蓄電出力割合46% (※過去5年分の再エネ事業者支援補助金の蓄電池併設件数データ参照) を乗じて得た値から「発電出力数」を算出。風力については、FITデータより30年度運開案件のから対象件数と発電出力数を算出。</li> <li>・風力発電装置専用機械類は、平成26~30年度に運開した1万kW以上の案件数 (地方公共団体等を除く) から税制対象件数と発電出力数を算出。</li> </ul>
<p>&lt;(B) 税制適用割合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再エネ設備等の導入のうち、税制の適用を受けたものの割合。平成27年度に実施した税制活用状況アンケート調査結果 (※) により、特別償却に係る税制の適用割合を38.5% (※) と推計。</li> <li>※ 平成27年度新エネルギー等導入促進基礎調査 (再生可能エネルギーに係る税制措置等による政策効果に関する調査)</li> <li>※※ 上記アンケートにおいて即時償却を利用する者 (43%) の半分、特別償却30%を利用する者 (11%)、税額控除を利用する者 (6%) の3者の合計を特別償却を活用するニーズがある者として推計。</li> </ul>

< (C) 要件達成割合 >  
 ・本税制措置において先進的要件を設定している電源について、電源別に先進的要件の達成割合を算出。具体的な数値は以下のとおり。  
 水力：FIT費用年報データより、200kW未満は69.7%、200-1,000kW未満は62.2%、1,000kW以上は72.4%と設定。  
 バイオメタン：バイオガス協会の試算値に基づき、熱電併給割合を90%と設定。  
 風力発電装置専用機械類：風力発電協会（JWPA）の試算値に基づき、導入割合70%と設定。

< (E) システム単価 >  
 ・各再生電源のシステム単価（万円/kW）は、調達価格等算定委員会「平成31年以降の調達価格等に関する意見（平成31年1月9日）」における平成30年度の設備ごとの想定値を採用。  
 ・風力発電装置専用機械類のシステム単価は、風力発電協会（JWPA）の試算値に基づき、新設設置0.5万円/kW、既設置0.7万円/kWとそれぞれ設定。  
 ・蓄電池のシステム単価は、経済産業省の検討会（エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス検討会（ERAB検討会））における2015年の実績価格である36万円/kWと設定。

（参考）調達価格等算定委員会「平成31年以降の調達価格等に関する意見」  
[https://www.meti.go.jp/shingikai/santeii/pdf/20190109001\\_01.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/santeii/pdf/20190109001_01.pdf)

（参考）経産省ERAB検討会資料  
[http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/energy\\_environment/energy\\_resource/pdf/005\\_08\\_00.pdf](http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/energy_environment/energy_resource/pdf/005_08_00.pdf)

以上の前提に基づき算出した具体的な適用数、減収額の推計値は以下のとおり。

	(金額、百万円)							
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	減収額	件数	減収額	件数	減収額	件数	減収額
中小水力発電	12	509	12	509	12	509	12	509
地熱発電	0	0	1	922	1	318	1	318
木質バイオマス発電	2	414	3	487	2	299	2	299
木質バイオマス熱設備	0	0	2	4	3	13	3	13
バイオマス利用メタンガス製造装置	9	647	9	647	9	647	9	647
電線路(自管線)	3	46	3	46	3	46	3	46
定置用蓄電設備	3	129	3	129	3	129	3	129
風力発電装置専用機械類	7	62	7	62	7	62	7	62
合計	36	1,807	40	2,806	40	2,023	40	2,023

② ご指摘の点については、省エネ税制での記載にあわせて、評価書中の「適用件数」を「法人税」に修正させていただきます。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、【計算に用いた数値及びその出典等に係る説明】中、設備別の(A)導入件数及び(D)導入出力数の算定根拠について、計算式及び計算に用いた数値が具体的に明らかにされていないため、この点を課題とする。  
 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(3) 将来の適用数

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 将来の適用数（令和元年度の法人税）について、「FIT制度の認定を受けて平成30年度に稼働した再生可能エネルギー発電設備の件数、業界団体や事業者ヒアリング等から適用可能件数を推計」と説明されているが、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。  
 ② 将来の適用数40件（令和元年度の法人税）が前回評価時の将来予測272件と乖離しているにもかかわらず、その原因が分析されていない。  
 ③ 将来の適用数（令和元年度から3年度まで）について、税目の記載に不足がある。

【経済産業省の補足説明】

- ① 将来の適用数の算定根拠の詳細は、以下のとおり。

【適用数の算定根拠となる式】

設備別の適用数 = (A) 導入件数 (件) × (B) 税制適用割合 × (C) 要件達成割合 (※)  
 (※) 本税制措置において先進的要件が設定されている中小水力、バイオマス利用メタンガス製造装置、風力発電装置専用機械類のみ。

【計算に用いた数値及びその出典等に係る説明】

< (A) 導入件数 >

- ・(2)①と同様に固定価格買取（FIT）制度の認定を受け、平成30年度に稼働した件数（地方公共団体等を除く）と合計発電出力数の実績値を使用。ただし、具体的案件が事前に把握しやすい地熱発電、木質バイオマス発電設備については、事業者団体による試算値を使用。

< (B) 税制適用割合 及び (C) 要件達成割合 >

- ・(2)①と同様の数値で設定。

- ② 前回評価時の将来予測272件と乖離が生じているのは、前回評価時以降に租税特別措置等の内容が変更され、対象設備から太陽光発電設備と風力発電設備が外れたことに起因する。  
 ③ ご指摘の点については、省エネ税制での記載にあわせて、評価書中の「適用件数」を「法人税」に修正させていただきます。

【点検結果】

- ① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、算定に用いた数値（地熱発電及び木質バイオマス発電設備に係る事業者団体による試算値）が具体的に明らかにされていないため、この点を課題とする。  
 ②・③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(4) 過去の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

- ① 過去の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。  
 ② 過去の減収額（法人税）について、「上記適用額に法人税率23%を乗じた金額を算出」と説明されているが、当該適用額の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

- ① 本税制措置の再生可能エネルギーに係る部分については、措置内容が特別償却のみであるため、法人住民税、事業税の算定根拠は記載していない。  
 ② 過去の減収額の算定根拠は、(2)①の補足説明に記載のとおり。

【点検結果】

- ① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。  
 ② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

(5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。</p> <p>② 将来の減収額（法人税）について、「上記適用額に法人税率23%を乗じた金額を算出」と説明されているが、当該適用額の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① (4)①と同様に、措置内容が特別償却のみであるため、法人住民税、事業税の算定根拠は記載していない。</p> <p>② 将来の減収額の算定根拠は、(3)①の補足説明に記載のとおり。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

(6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標（平成42年度のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの総発電電力量に占める太陽光の割合と発電電力量：7.0%程度（約6,400万kW、749億kWh））に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>② 所期の達成目標（平成42年度のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの総発電電力量に占める風力の割合と発電電力量：1.7%程度（約1,000万kW、182億kWh））に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>③ 所期の達成目標（平成42年度のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの総発電電力量に占める地熱の割合と発電電力量：1.0～1.1%程度（約140～155万kW、102～113億kWh））に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>④ 所期の達成目標（平成42年度のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの総発電電力量に占める水力の割合と発電電力量：8.8～9.2%程度（約4,874～4,931万kW、939～981億kWh））に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p> <p>⑤ 所期の達成目標（平成42年度のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの総発電電力量に占めるバイオマスの割合と発電電力量：3.7～4.6%程度（約602～728万kW、394～490億kWh））に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>・①、②については、本税制措置は、太陽光発電設備、風力発電設備を措置の対象としていない。</p> <p>・③～⑤については、中小水力発電、バイオマス発電、地熱発電については以下の方法で本税制による導入量の拡大効果を算出している。</p>
<p>【本税制による導入量の拡大効果の算定根拠となる式】</p> <p>本税制による導入量の拡大効果＝（F）設備別の適用数×（H）投資意思決定寄与率</p> <p>＜（F）設備別の適用数＞</p> <p>・(2)①に記載の方法により算出。</p> <p>＜（H）投資意思決定寄与率＞</p> <p>資源エネルギー庁のアンケート調査により、20%特別償却の措置を適用する場合に投資意欲・投資計画に与える影響について、「現行計画よりも導入量を増やす」「現行計画の導入時期を早めて実施する」「投資計画が具現化する」「現行計画を確実に実施する」と回答</p>

<p>した事業者の合計割合から、電源別に中小水力発電：50%、バイオマス発電：38%、地熱発電50%と設定。</p> <p>（参考）令和元年度エネルギー需給構造高度化対策に関する調査等事業（再生可能エネルギーにかかる税制措置等による政策効果に関する調査）</p> <p>※アンケートは、再エネ導入補助金の交付を受けた事業者、固定価格買取制度の設備認定を受けた事業者計1,405者を対象としており、現時点における回答数は288者（調査は現在実施中）。</p> <p>以上より、本税制による過去の導入量の拡大効果を算出すると下記の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度の中小水力発電設備の導入量全体のうち、本税制措置による導入量の拡大効果が働いたのは、0.8万kW/年と推計される。（本税制による導入量の拡大効果の割合は、全体導入量の13.7%）</li> <li>・平成30年度のバイオマス発電設備（木質バイオマス、バイオメタン発電）の導入量のうち、本税制措置による導入量の拡大効果が働いたのは、0.9万kW/年と推計される。（本税制による導入量の拡大効果の割合は、全体導入量の14.4%）</li> <li>・地熱発電設備については、地点開発や試運転等、地熱発電の導入に係るプロセスの途上の案件しか存在しなかったため、平成30年度に本税制措置を活用した実績はなし。</li> </ul>
<p>【点検結果】</p> <p>①・② 点検項目(1)の補足説明においても、「太陽光：7.0%程度（約6,400万kW、749億kWh）」及び「風力：1.7%程度（約1,000万kW、182億kWh）」を含む所期の達成目標の変更はないと説明されているが、過去の効果について把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p> <p>④・⑤ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。</p>

(7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（2030年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合22～24%に向けて、適用対象年度においても着実に再エネ設備の導入を促進する）に対する将来の効果について、「再エネ設備の導入に当たっては、土地の取得や環境アセスメント、試運転前後の設備の稼働不調等、特にその事業開始前と開始直後に最も大きな事業リスクを抱えているところ、租税特別措置により事業初期のキャッシュフローを改善することで、これら事業リスクがある状態でも、事業化判断に寄与することが想定される。また、仮にこのようなリスクが顕在化しなかった場合も、他の案件への再投資に振り向けることが可能となるとともに、長期の事業リスクの低下、事業ノウハウの蓄積による採算性の向上にも資する」と説明されているが、定量的に予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① (6)①～⑤の補足説明より、税制が措置されていない場合に比べ、令和2年度以降も、中小水力発電については13.7%、バイオマス発電については14.4%の導入量の拡大効果が期待されており、本税制の再エネ投資促進効果によりエネルギーミックス達成に向けた再エネの導入拡大に寄与することが期待される。平成30年度と同等の導入量があると仮定した場合、中小水力発電については0.8万kW/年、バイオマス発電については0.9万kW/年の導入拡大が見込まれる。</p> <p>また、地熱発電については、平成30年度の導入実績はなかったものの、資源エネルギー庁のアンケート調査により、20%特別償却の措置を適用する場合に投資意欲・投資計画に与える影響について、「現行計画よりも導入量を増やす」「現行計画の導入時期を早めて実施する」「投資計画が具現化する」「現行計画を確実に実施する」と回答した事業者の割合は50%となっている。実際、業界団体・事業者へのヒアリングから、令和元年度以降、年1件の適用を見込んでいるが、事業者ヒアリングによると、事業開始直後に</p>

顕在化する事業リスクに対して、本税制が寄与することが表明されており、本税制による地熱発電の導入量拡大効果は具体的に効果を見込まれている。
<b>【点検結果】</b>
① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

点検項目全てに課題があり、その中でも(6)過去の効果が把握されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	省エネ再エネ高度化投資促進税制の拡充及び延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (国税28・地26(自動運動))(法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)
		②: 上記以外の税目 (国税28・地26(自動運動))(所得税:外)
3	要望区分等の別	【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】 【単独・ <u>主管</u> ・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>【省エネルギー】</p> <p>1. 中長期的な計画に基づく省エネ投資 青色申告書を提出する個人・法人であって、省エネ法(エネルギーの使用の合理化等に関する法律)上の事業者クラス分け評価制度(※1)において直近2年度で連続してSクラス評価を受けた特定事業者等(※2)が、中長期計画書に記載された設備等を平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得等して事業の用に供した場合に、特別償却30%又は税額控除7%(中小企業事業者等のみ)が適用できる。</p> <p>2. 連携省エネルギー計画の実施に必要な設備投資 青色申告書を提出する個人・法人であって、連携省エネルギー計画又は荷主連携省エネルギー計画の認定を受けた者が、認定を受けた連携省エネルギー計画又は荷主連携省エネルギー計画に記載された設備等を平成30年12月1日から令和2年3月31日までの間に取得等して事業の用に供した場合に、特別償却30%又は税額控除7%(中小企業事業者等のみ)が適用できる。</p> <p>※1 事業者クラス分け評価制度とは、省エネ法の定期報告書を提出する全ての事業者をS・A・B・Cの4段階へクラス分けするもの。 ※2 特定事業者等とは、省エネ法の特定事業者、特定連鎖化事業者及び当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業に加盟する加盟者をいう。</p> <p>【再生可能エネルギー】</p> <p>エネルギーミックスの水準実現と再エネの中長期的な自立化・長期安定発電を達成するため、再生可能エネルギー設備等を新たに取得して事業の用に供した場合に、特別償却20%の税制優遇を講じる。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>【省エネルギー】</p> <p>適用期限を2年間延長し、令和4年3月31日までとする。</p> <p>中長期的な計画に基づく省エネ投資の対象事業者に、認定管理統括事業者及び管理関係事業者を追加する。</p>

		<p>【再生可能エネルギー】</p> <p>適用期限を2年間延長し、令和4年3月31日までとする。</p> <p>《関係条項》</p> <p>【省エネルギー】</p> <p>所得税(租税特別措置法第10条の2) (同法施行令第5条の4) (同法施行規則第5条の7)</p> <p>法人税(租税特別措置法第42条の5、第68条の10) (同法施行令第27条の5、第39条の40) (同法施行規則第20条の2)</p> <p>【再生可能エネルギー】</p> <p>所得税(租税特別措置法第11条第1項の表の第1号) (同法施行令第5条の8第1項及び第2項)</p> <p>法人税(第43条第1項の表の第1号、第68条の16第1項の表の第1号) (同法施行令第28条第1項及び第2項、同法施行令第39条の49第1項及び第2項)</p>
5	担当部局	資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 【省エネルギー】省エネルギー課 【再生可能エネルギー】新エネルギー課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和元年8月 分析対象期間:平成30年度から令和3年度
7	創設年度及び改正経緯	平成30年度 創設
8	適用又は延長期間	2年間(令和2年度～3年度)
9	必要性等	<p>①: 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>【省エネルギー】</p> <p>「長期エネルギー需給見通し(平成27年7月経済産業省決定。以下「エネルギーミックス」という。))において掲げられた、最終エネルギー消費で2030年度に原油換算で5,030万klの省エネ見通しを実現する。</p> <p>【再生可能エネルギー】</p> <p>第5次エネルギー基本計画(平成30年7月3日閣議決定)において、再生可能エネルギーは、「温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、長期を展望した環境負荷の低減を見据えつつ活用していく重要な低炭素の国産エネルギー源」と位置づけられており、日本のエネルギー供給の一翼を担う長期安定的な主力電源として持続可能なものとなるよう、円滑な大量導入に向けた取組を引き続き積極的に推進していく方針を示している。</p> <p>また、エネルギー計画に基づいて施策を講じた場合の将来のエネルギー需給構造の見通しを示した長期エネルギー需給見通し(エネルギーミックス)においては、2030年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合を22～24%程度とすることとされている。</p>



	<p>一方、再生可能エネルギーの導入拡大に当たっては、開発初期段階の事業リスクの高さに加え、資源量調査、設備の導入及び設置、維持管理の各段階におけるコストが高いといった経済面での課題が存在するところ、再生可能エネルギーの主力電源化とエネルギーミックスの達成に向けては、発電コスト削減と固定価格買取制度(以下、FIT制度)による国民負担の抑制を達成しつつ、電源ごとの実態に即した再生エネルギーの導入を推進する必要がある。</p> <p>《政策目的の根拠》 【省エネルギー】 ○長期エネルギー需給見通し(平成27年7月経済産業省決定) 「産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門において、技術的にも可能で現実的な省エネルギー対策として考えられ得る限りのものをそれぞれ積み上げ、最終エネルギー消費で5,030万kl程度の省エネルギーを実施することによって、2030年度のエネルギー需要を326百万kl程度と見込む。」</p> <p>○未来投資戦略2017(平成29年6月閣議決定) 「規制と支援の両面で事業者の省エネを促進する。経営層による省エネ投資判断、省エネ法の定期報告データ等のオープン化、複数事業者が連携した取組(スマート工場等のデータ連携、廃熱マッチング、貨物輸送事業者と荷主の連携強化等)、省エネノウハウを有する民間企業による中小企業の省エネ支援、エネルギー小売事業者の情報提供等を促進する施策の検討を本年度中に進める。」</p> <p>【再生可能エネルギー】 ・第5次エネルギー基本計画(平成30年7月閣議決定) ・長期エネルギー需給見通し(平成27年7月決定)</p>
<p>②: 政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>エネルギー・環境 新エネルギー・省エネルギー</p>
<p>③: 達成目標及びその実現による寄与</p>	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 【省エネルギー】 税制措置終了年度である令和3年度末において、各部門の省エネルギー目標(原油換算)の見通しを達成する。 産業部門:521万kl 業務部門:613万kl 運輸部門:804万kl ※線形で推移すると仮定した場合の推計値。 ※上記省エネルギー量は、レファレンスケースと省エネ徹底ケースの差分。</p> <p>【再生可能エネルギー】 2030年度の電源構成における再生可能エネルギーの割合22~24%に向けて、適用対象年度においても着実に再エネ設備の導入を促進する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 【省エネルギー】 エネルギー消費量の大きな割合を占めるものの、省エネ対策の進捗が遅れている産業・業務部門については、LED機器の導入のような投</p>

	<p>資判断が容易な省エネ取組は進む一方、生産設備など大規模投資による省エネ取組が道半ばである。また、事業者単体による省エネが限界に近づいていることから、サプライチェーン上などで複数事業者が連携して行う新たな省エネ取組を促進することが重要。</p> <p>このような中、平成30年4月に工場等判断基準を改正して、経営層を巻き込んだ大規模な省エネ投資を促すとともに、平成30年12月に施行された改正省エネ法において、連携省エネルギー計画の認定制度を創設し、規制的措置の中で省エネを促進する環境整備を行っている。</p> <p>また、平成30年度の省エネ法改正により「認定管理統括事業者制度」が創設されたため、本税制の対象として、「認定管理統括事業者」及び「管理関係事業者」を、省エネ法の規制対象事業者に新たに追加する。</p> <p>省エネ法の規制対象事業者等に対して、①中長期的な計画に基づく生産設備等に係る省エネ投資や②個社の枠を超えて複数事業者が連携する高度な省エネ投資について、税優遇措置を延長することによってその実施を強力に促進する。</p> <p>【再生可能エネルギー】 再生可能エネルギーはエネルギー自給率の向上や温室効果ガス削減に大きく寄与するが、他電源と比較して発電コストが高く、また事業リスクが高いことが課題である。本税制措置により、事業リスクが特に高いことにより導入が遅れている再生可能エネルギー源について、設備導入初期のキャッシュフロー改善を行うことで、事業開始前後で極大化する事業リスクを低下させ、事業者の投資判断を確実にし、さらには再投資の拡大を図ることが可能である。</p>																														
<p>10 有効性等</p>	<p>①: 適用数</p> <p>【省エネルギー】</p> <table border="1" data-bbox="1523 893 2027 965"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成30</th> <th>令和元年</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>35</td> <td>437</td> <td>437</td> <td>437</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;試算方法&gt; 平成30年度は実績推計。令和元年度から令和3年度までは前回要望時算定をもとに試算。</p> <p>【再生可能エネルギー】</p> <table border="1" data-bbox="1523 1109 2027 1181"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成30</th> <th>令和元年</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>36</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;試算方法&gt; FIT制度の認定を受けて平成30年度に稼働した再生可能エネルギー発電設備の件数、業界団体や事業者ヒアリング等から適用可能件数を推計し、適用割合は資源エネルギー庁調査から38.5%(※)として算出。 (※)平成27年度に実施した税制活用状況アンケート調査結果により、38.5%と推計(即時償却を利用する者(43%)の半分と、特別償却30%を利用する者(11%)、税額控除を利用する者(6%)の3者の合計)。</p>	年度	平成30	令和元年	令和2	令和3	区分					法人税	35	437	437	437	年度	平成30	令和元年	令和2	令和3	区分					法人税	36	40	40	40
年度	平成30	令和元年	令和2	令和3																											
区分																															
法人税	35	437	437	437																											
年度	平成30	令和元年	令和2	令和3																											
区分																															
法人税	36	40	40	40																											

	参照:平成27年度新エネルギー等導入促進基礎調査(再生可能エネルギーに係る税制措置等による政策効果に関する調査)																																								
②: 適用額	<p><b>【省エネルギー】</b> (単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成30</th> <th>令和元年</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>32</td> <td>410.3</td> <td>410.3</td> <td>410.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;試算方法&gt; 平成30年度は実績推計。令和元年度から令和3年度までは前回要望時算定をもとに試算。</p> <p><b>【再生可能エネルギー】</b> (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成30</th> <th>令和元年</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>7,858</td> <td>12,201</td> <td>8,797</td> <td>8,797</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;試算方法&gt; 適用額は、調達価格算定委員会等からシステム費用の想定値を採用し、上記適用数に係る特別償却利用限度額を算出。</p>	年度	平成30	令和元年	令和2	令和3	区分					法人税	32	410.3	410.3	410.3	年度	平成30	令和元年	令和2	令和3	区分					法人税	7,858	12,201	8,797	8,797										
年度	平成30	令和元年	令和2	令和3																																					
区分																																									
法人税	32	410.3	410.3	410.3																																					
年度	平成30	令和元年	令和2	令和3																																					
区分																																									
法人税	7,858	12,201	8,797	8,797																																					
③: 減収額	<p><b>【省エネルギー】</b> ○減収額 (単位:億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成30</th> <th>令和元年</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>2.2</td> <td>28.7</td> <td>28.7</td> <td>28.7</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>0.2</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>1.7</td> <td>17.7</td> <td>17.7</td> <td>17.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;試算方法&gt; 平成30年度は実績推計。令和元年度から令和3年度までは前回要望時算定をもとに試算。</p> <p><b>【再生可能エネルギー】</b> (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成30</th> <th>令和元年</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>法人税</td> <td>1,807</td> <td>2,806</td> <td>2,023</td> <td>2,023</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;試算方法&gt; 減収額は、上記適用額に法人税率23%を乗じた金額を算出。</p>	年度	平成30	令和元年	令和2	令和3	区分					法人税	2.2	28.7	28.7	28.7	法人住民税	0.2	2.0	2.0	2.0	法人事業税	1.7	17.7	17.7	17.7	年度	平成30	令和元年	令和2	令和3	区分					法人税	1,807	2,806	2,023	2,023
年度	平成30	令和元年	令和2	令和3																																					
区分																																									
法人税	2.2	28.7	28.7	28.7																																					
法人住民税	0.2	2.0	2.0	2.0																																					
法人事業税	1.7	17.7	17.7	17.7																																					
年度	平成30	令和元年	令和2	令和3																																					
区分																																									
法人税	1,807	2,806	2,023	2,023																																					
④: 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p><b>【省エネルギー】</b> ○平成29年時点における、各部門の省エネルギー量(原油換算) 産業部門:239万kl 業務部門:253万kl 運輸部門:362万kl</p> <p><b>【再生可能エネルギー】</b> ○達成目標の実現状況 発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合(目標:2030年度に22~24%) (出典:総合エネルギー統計(確報値)) ※()内は水力を除く数値 2013年度 10.9%(3.5%) 2014年度 12.5%(4.6%)</p>																																								

	<p>2015年度 14.3%(5.9%) 2016年度 14.6%(7.0%) 2017年度 16.0%(8.1%)</p> <p>○所期の目標の達成状況 再生可能エネルギーの電源構成に占める割合は現在16%(水力を除いて8.1%)であり、目標達成には、本税制措置により一層の導入を促す必要がある。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p><b>【省エネルギー】</b> (単位:万kl)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成30</th> <th>令和元年</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>省エネ量</td> <td>0.77</td> <td>99.6</td> <td>8.5</td> <td>8.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;試算方法&gt; 平成30年度は実績推計。令和元年度から令和3年度までは前回要望時算定をもとに試算。</p> <p><b>【再生可能エネルギー】</b> 当省が実施したアンケート調査(※)によると、再生可能エネルギー発電設備の導入を検討する際に、租税特別措置によって、一定数が「現行計画よりも導入量を増やして実施する」、「現行計画をより確実に実施する」と回答しており、投資判断の確実性や再投資意欲を高める効果があると示されている。 再エネ設備の導入に当たっては、土地の取得や環境アセスメント、試運転前後の設備の稼働不調等、特にその事業開始前と開始直後に最も大きな事業リスクを抱えているところ、租税特別措置により事業初期のキャッシュフローを改善することで、これら事業リスクがある状態でも、事業化判断に寄与することが想定される。また、仮にこのようなリスクが顕在化しなかった場合も、他の案件への再投資に振り向けることが可能となるとともに、長期の事業リスクの低下、事業ノウハウの蓄積による採算性の向上にも資する。 (※)平成27年度新エネルギー等導入促進基礎調査(再生可能エネルギーに係る税制措置等による政策効果に関する調査)</p>	年度	平成30	令和元年	令和2	令和3	区分					省エネ量	0.77	99.6	8.5	8.5
年度	平成30	令和元年	令和2	令和3												
区分																
省エネ量	0.77	99.6	8.5	8.5												
⑤: 税収減を是認する理由等	<p><b>【省エネルギー】</b> 省エネ設備投資に租税優遇措置を設け、初年度の税負担を縮小することで設備投資を促進し、エネルギー消費効率の改善を通して、我が国全体の徹底した省エネ取組を推進する。 省エネ余地が少なくなる中、平成30年7月に提出された中長期計画に記載された投資計画は、前年度比3%程度減少しているものの、2年連続してSクラスとなった事業者が記載した本税制対象設備については10%程度増加。令和元年度以降にこれらの計画が実施される見込み。また、連携省エネについても事業化を進めている案件ができており、本税制による投資促進効果がある。</p> <p><b>【再生可能エネルギー】</b> 再生可能エネルギー発電設備や付帯設備、メンテナンス高度化設備の導入支援は、広く事業者全般を対象とするものであり、特定業界や個別企業の信用力によらず、利用可能な税制による措置をもって進</p>															

		<p>めることができ、適切である。</p> <p>本税制措置により、再生可能エネルギー発電設備を導入する者に対して初期負担の軽減を図ることで、設備導入の拡大による再生可能エネルギーの普及を促進することができる。また、再生可能エネルギーの導入により地域でのエネルギーの安定供給が図られるとともに、地域の産業創出や雇用確保等、地域活性化等の効果が期待できる。</p>
11	相当性	<p>①: 租税特別措置等によるべき妥当性等</p> <p>【省エネルギー】 省エネ設備投資については、設備導入によるエネルギーコストの削減によって投資回収を行うこととなるため、投資回収期間が一般的な設備投資より長くなる。そのため、事業者の優先度が相対的に低下する省エネ投資に租税優遇措置を設けることは効果的。</p> <p>【再生可能エネルギー】 本制度は再生エネの主力電源化に資する「先進的な要件」を満たす設備投資を対象としたものであり、適用者数は一定数に限られるものの、今後導入数が増加すると見込まれ、かつ、レジリエンス対策につながる非常用電源として活用可能な発電設備や付帯設備を対象としており、一定の公益性を有することから措置内容は妥当である。</p>
		<p>②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p> <p>【省エネルギー】 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金のうち、エネルギー使用合理化等事業者支援事業は、省エネポテンシャルが大きい中小企業等を中心に支援しているが、本要望の中長期的な計画に基づく省エネ投資では、対象事業者を全てに相当程度省エネに取り組んでいる事業者を対象としている。加えて、複数事業者が連携した省エネ取組は、異なる事業者間での連携調整・設備投資判断等が必要であり、補助金の公募時期と事業者の設備投資タイミングに乖離が生じることから、税制措置を講じることで、補助金の公募期間外も含め、事業者の省エネ投資を強力に促進する必要がある。</p> <p>【再生可能エネルギー】 ○環境・エネルギー対策貸付(財政投融资) 資金繰りの厳しい中小企業及び個人事業主に対して、再生可能エネルギー設備等の導入に必要な資金の低金利融資の政策的支援を行うことで、資金確保の円滑化及び資金調達コストの低減並びに借入金利の低減を図るもの。 ○再生可能エネルギーの固定価格買取制度(制度) 再生可能エネルギー発電設備を用いて発電したエネルギーを、電力会社が、政府の定めた調達価格・調達期間で買い取る制度。採算性に不安定要素が多い事業に対して、長期の事業期間にわたりランニング面で支援するもの。 ○再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置(固定資産税) 固定資産税が課せられることとなった年度から3年分の固定資産税に限り、課税標準を、以下の割合に軽減するもの。</p>

		<p>③: 地方公共団体が協力する相当性</p> <p>【省エネルギー】 本税制により、事業者の省エネ設備への投資を促進することにより、地域の経済の活性化に資する。</p> <p>【再生可能エネルギー】 -</p>
12	有識者の見解	-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	<p>平成 29 年 8 月</p> <p>【省エネルギー】H29 経産 09</p> <p>【再生可能エネルギー】H29 経産 09</p>



## 点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
税目	法人税、法人住民税、法人事業税
区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 拡充 <input checked="" type="checkbox"/> 延長

## (1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（売上高に対する販売費及び一般管理費の比率が20%以下の水準に到達することを旨とする）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>② 所期の達成目標（従業員数20名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合5割への到達）を削除する合理的な理由が明らかにされていない。</p> <p>③ 所期の達成目標（中小企業庁のアンケート調査での従業員数20名未満の法人におけるパソコン利用割合が、20名以上の法人の水準である9割への到達）を削除する合理的な理由が明らかにされていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 本税制措置の要望に係る適用期間の最終年度である令和3年度末までに目標を達成することを旨とする。</p> <p>② 従前、達成目標について、従業員数20名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合を5割まで到達することとしていたところ、本税制措置は①中小企業の事務負担の軽減を図るために創設されたこと、②そのため、30万円以下の少額減価償却資産が広く本税制措置の適用対象とされており、パソコンの導入率のみでは本税制措置の効果を示し得るものではないと考えられるため、所期の達成目標を削除した。</p> <p>③ 従前、達成目標について、従業員数20名未満の法人におけるパソコン利用割合を9割（調査媒体は中小企業庁アンケート調査。パソコン利用割合9割は20名以上の法人の水準）まで到達することとしていたところ、本税制措置は①中小企業の事務負担の軽減を図るために創設されたこと、②そのため、30万円以下の少額減価償却資産が広く本税制措置の適用対象とされており、パソコンの導入率のみでは本税制措置の効果を示し得るものではないと考えられるため、所期の達成目標を削除した。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>①～③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

## (2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（平成30年度の法人税）について、「平成30年度以降は推計値（平成30年度以降、毎年4.1%（平成27年度から平成29年度の伸び率の平均値）伸びると仮定して推計）」と説明されているが、算定に誤りがある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 誤りがあったため、修正したものを送付する。積算については、別紙試算資料を参照されたい。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

## (3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（法人税）について、「平成30年度以降は推計値（平成30年度以降、毎年4.1%（平成27年度から平成29年度までの伸び率の平均値）伸びると仮定して推計）」</p>
---

と説明されているが、算定に誤りがある。
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 誤りがあったため、修正したものを送付する。積算については、別紙試算資料を参照されたい。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

## (4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（平成27年度から30年度までの法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに把握されていない。</p> <p>② 過去の減収額（平成27年度及び28年度の法人税）が年度ごとに把握されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 計算したものを送付する。積算については、別紙試算資料を参照されたい。</p> <p>② 記載させていただく。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、平成27年度から30年度までの法人事業税について、特別償却分の減収額の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>

## (5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額（法人住民税及び法人事業税）が税目ごとに予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 計算したものを送付する。積算については、別紙試算資料を参照されたい。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、法人事業税について、特別償却分の減収額の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされていないため、この点を課題とする。</p>

## (6) 過去の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 所期の達成目標（従業員数20名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合5割への到達）に対する過去の効果について、「中小企業におけるパソコン利用状況は、本税制措置創設時と比べて一定の改善が見られる」と説明されているが、定量的に把握されていない。</p> <p>② 所期の達成目標（中小企業庁のアンケート調査での従業員数20名未満の法人におけるパソコン利用割合が、20名以上の法人の水準である9割への到達）に対する過去の効果について、「中小企業におけるパソコン利用状況は、本税制措置創設時と比べて一定の改善が見られる」と説明されているが、定量的に把握されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 個人企業経済調査によると本税制措置創設時の平成15年の従業員数20名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合は19.6%であり、平成30年は35.0%となっていることから、本税制措置創設時と比べて改善されていることが分かる。</p> <p>② 中小企業庁アンケート調査（平成元年度調査）によると従業員数20名未満の法人におけるパソコンの利用割合が94.5%となっており、20名以上の法人の水準である9割へ到達しており、本税制措置創設時と比べて改善されていることが分かる。</p>



<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「個人企業経済調査によると本税制措置創設時の平成15年の従業員数20名未満の個人事業主におけるパソコン利用割合は19.6%であり、平成30年は35.0%となっている」との説明では、過去の効果が年度ごとに把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>② 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「中小企業庁アンケート調査（平成元年度調査）によると従業員数20名未満の法人におけるパソコンの利用割合が94.5%となっており」との説明では、過去の効果が年度ごとに把握されていないため、この点を課題とする。</p> <p>また、他の政策手段や経済情勢等、他の要因の影響を除いた、本特例措置の直接的な効果が把握されていないため、この点を課題とする。</p>
---

(7) 将来の効果

<p><b>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</b></p> <p>① 達成目標（売上高に対する販売費及び一般管理費の比率が20%以下の水準に到達することを旨とする）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのかが明らかにされていない。</p>
<p><b>【経済産業省の補足説明】</b></p> <p>① 中小企業庁アンケート調査によると、本税制措置を活用したことにより、月に約3時間程度の事務負担の軽減効果があった（有効回答数172）との回答もあった。このことから、本税制措置は相当程度の販売費及び一般管理費の軽減に寄与していると考えられ、目標の達成に寄与することが見込まれる。</p>
<p><b>【点検結果】</b></p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されたが、「本税制措置は相当程度の販売費及び一般管理費の軽減に寄与していると考えられ、目標の達成に寄与することが見込まれる」との説明では、達成目標に対する将来の効果が定量的に予測されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長  
(要望の措置の適用見込み積算資料)

1. 適用社数

(1) 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(以下、「適用実態調査」)の情報が平成27年度から平成29年度までの適用社数から、平均伸び率を算出。

平成27年度	489,992件		
平成28年度	510,262件	(前年度比	4.1%)
平成29年度	531,317件	(前年度比	4.1%)
		平均	4.1%

(2) 「適用実態調査」の平成29年度実績に、(1)で算出した平均伸び率を掛け、平成30年度以降の適用社数を推計。

平成29年度	531,317社
平成30年度	553,101社 (531,317×1.041)
令和元年度	575,778社 (553,101×1.041)
令和2年度	599,385社 (575,778×1.041)
令和3年度	623,960社 (599,385×1.041)

2. 減収見込み額

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
法人税	265	273	290	302	314	327	340
法人住民税	34	35	37	39	41	42	44
法人事業税	110	113	120	125	130	135	140
-法人事業税(所得割)	77	79	84	87	91	94	98
-地方法人特別税	33	34	36	38	39	41	42

※法人税の減収額については、平成29年度の減収額(290億円)に、1. 適用社数(1)で算出した平均伸び率を掛け、平成30年度以降の適用総額を推計。

※法人住民税の減収額については、法人税の減収額に法人住民税率(12.9%)を乗じて推計。

※法人事業税(所得割)の減収額については、特別償却分の減収額に外形法人のみ適用される場合の法人事業税率(6.7%)を乗じて推計。

※地方法人特別税の減収額については、法人事業税(所得割)の減収額に外形法人のみ適用される場合の法人事業税率(43.2%)を乗じて推計。

※なお、計算過程において小数点第1位で四捨五入をしている。



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
2	対象税目	①: 政策評価の対象税目 (国税29・地方税29(自動連動)) (法人税:義、法人住民税:義、法人事業税:義)
		②: 上記以外の税目 (国税29・地方税29(自動連動)) (所得税:外、個人住民税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 従業員 1,000 人以下の中小企業者等が取得価額 30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の年間の取得価額の合計額 300 万円を限度に、全額損金算入できる制度。
		《要望の内容》 適用期限を 2 年延長する。
		《関係条項》 所得税 (租税特別措置法第 28 条の 2、租税特別措置法施行令第 18 条の 5) 法人税 (租税特別措置法第 67 条の 5、第 68 条の 102 の 2、租税特別措置法施行令第 39 条の 28、第 39 条の 124)
5	担当部局	中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和元年 8 月 分析対象期間:平成 27 年度～令和 3 年度
7	創設年度及び改正経緯	平成 15 年度 創設 平成 18 年度 損金算入額の上限を年間 300 万円とした上で 2 年間の延長 (平成 20 年 3 月末まで)
		平成 20 年度 2 年間の延長 (平成 22 年 3 月末まで) 平成 22 年度 2 年間の延長 (平成 24 年 3 月末まで) 平成 24 年度 2 年間の延長 (平成 26 年 3 月末まで) 平成 26 年度 2 年間の延長 (平成 28 年 3 月末まで) 平成 28 年度 適用対象を従業員 1,000 人以下の事業者に限定した上で 2 年間の延長 (平成 30 年 3 月末まで) 平成 30 年度 2 年間の延長 (令和 2 年 3 月末まで)
8	適用又は延長期間	令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業は我が国雇用の 7 割を支える重要な存在である。中小企業は深刻な人手不足や不透明な経済情勢・海外情勢に直面しており、本年 10 月には消費税率の再引上げ及び軽減税率の導入が予定されている中であって、中小企業の事務負担の軽減を図るとともに、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることで、中小企業の活力向上を図る。

		《政策目的の根拠》 中小企業基本法において「中小企業に関する施策を総合的に推進」すること、「経営資源の確保が特に困難であることが多い小規模企業者の事情を踏まえ、小規模企業の経営の発達及び改善に努めるとともに、金融、税制、情報の提供その他の事項について、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な配慮を払うこと。」とされている。
		②: 政策体系における政策目的の位置付け 中小企業・地域経済 経営安定・取引適正化
		③: 達成目標及びその実現による寄与 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 売上高に対する販売費及び一般管理費の比率が 20% 以下の水準に到達することを目指す。  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 中小企業は深刻な人手不足に苦しむ中、経理担当の人員も少なく (2.2 人)、効率的に事務を行うことが必要となっている。 本税制措置により、減価償却資産の管理等の納税に係る事務負担の軽減を図るとともに、パソコン等の事務の効率化に資する設備の導入が促進されることにより、経理担当の人員が少ない中小企業にあっても、経営状況の適時適切な把握を可能とすることによって、中小企業の活力向上が図られる。
10	有効性等	①: 適用数 平成 27 年度 489,992 社 平成 28 年度 510,262 社 平成 29 年度 531,317 社 平成 30 年度 553,101 社 令和元年度 575,778 社 令和 2 年度 599,385 社 令和 3 年度 623,960 社 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)※平成 27 年度から平成 29 年度まで実績値。平成 30 年度以降は推計値 (平成 30 年度以降、毎年 4.1% (平成 27 年度から平成 29 年度の伸び率の平均値) 伸びると仮定して推計)。
		②: 適用額 平成 27 年度 2,768 億円 平成 28 年度 2,882 億円 平成 29 年度 3,021 億円 平成 30 年度 3,145 億円 令和元年度 3,274 億円 令和 2 年度 3,408 億円 令和 3 年度 3,548 億円 (出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)※平成 27 年度から平成 29 年度まで実績値。平成 30 年度以降は推計値 (平成 30 年度以降、毎年 4.1% (平成 27 年度から平成 29 年度の適用件数の伸び率の平均値) 伸びると仮定して推計)。 ○少額減価償却資産の特例の利用業種 (平成 29 年度)

		業種	農林 水産業	鉱業	建設業	製造業	卸売業	
		割合 (%)	2.2%	0.1%	17.7%	13.3%	6.8%	
		業種	小売業	料理飲食 旅館業	金融 保険業	不動産業		
		割合 (%)	9.5%	5.1%	1.1%	8.7%		
		業種	運輸通信 公益事業	サービス業		その他		
		割合 (%)	2.9%	30.5%		2.0%		
③: 減収額								
			法人税	法人住民税	法人事業税			
		H27	265	34	110			
		H28	273	25	113			
		H29	290	37	120			
		H30	302	39	125			
		R1	314	41	130			
		R2	327	42	135			
		R3	340	44	140			
		<p>(出典) 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)をもとにした財務省試算 ※法人税については平成27年度から平成29年度については実績値。平成30年度以降は推計値(平成30年度以降、毎年4.1%(平成27年度から平成29年度の適用件数の伸び率の平均値)伸びると仮定して推計。</p>						
④: 効果		<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》                  中小企業におけるパソコン利用状況は、本税制措置創設時と比べて一定の改善が見られることから、事務処理の効率化に一定程度寄与していると考えられる。しかし、中小企業は深刻な人手不足や消費税率の引上げ等に直面しており、設備投資が十分に行われていない状況にあることから、目標達成には至っていない。</p> <p>なお、中小企業庁が行ったアンケート調査によれば、本税制措置を利用した中小企業のうち、45.7%がパソコンを取得している。また、情報機器や情報処理ソフトウェア等の関連設備も含めれば、本税制措置を利用した中小企業の約5割が、直接・間接部門における事業効率向上につながる設備を導入している。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》                  本税制措置により、中小企業における減価償却資産の管理・納税等に係る事務負担の軽減や、事務の効率化に資する情報通信関連の機器が多く導入されることによる事業効率の向上等が図られている。</p>						

		⑤: 税収減を是認する理由等	<p>「中小企業税制に関するアンケート調査」(中小企業庁)を利用した回帰分析の結果、少額特例利用額が1%増加すると、労働生産性が0.23%増加することが分かる。</p> <p><math>LN(労働生産性(売上高/従業員数)) = 2.92 + 0.38LN(資本ストック/従業員数) + 0.23LN(少額特例利用額/従業員数)</math></p> <p>(備考) 補正 <math>R^2 = 0.42</math></p>
11	相当性	①: 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本税制措置は、減価償却資産の管理などの納税に係る事務負担の軽減や事務の効率化を通じた中小企業の活性化を目的としている。補助金では、事務の効率化を図るパソコン等設備の導入には寄与すると考えられるが、圧縮記帳の導入や償却資産の管理などの面で事務負担は増加することとなり、目的は達し得ない。そのため、本税制措置は租税特別措置によるべき措置である。</p>
		②: 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業の納税事務負担の軽減を図るための他の支援措置はない。</p>
		③: 地方公共団体が協力する相当性	<p>中小企業は、我が国雇用の7割を支え、地域経済の中心的な役割を担っている。本税制措置により、そうした中小企業の納税事務負担の軽減、事務効率の向上を図ることは、地方経済にとっても有益であり、地方公共団体が協力することには相当性が認められる。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成29年8月(H29 経産11)



<令和2年度税制改正要望関係> 租税特別措置等に係る政策評価の点検シート (R1経産08)

(評価実施府省：経済産業省)

【基本情報】

制度名 (措置名)	第三者への事業承継の促進に資する税制措置の創設 (-)												
措置の内容	平成29年度時点	-											
	平成30年度税制改正以後	-											
	令和元年度税制改正以後	-											
政策目的	後継者不在の中小企業経営者に対して、株式譲渡や事業譲渡等のM & Aを用いた第三者に対する事業承継をより一層円滑に行える環境を整備することで、経営者の後継者不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持等を図ること。												
評価対象税目	義務対象			努力義務対象									
	法人税	法人住民税	法人事業税										
関係条項	-												
要望内容	親族以外の第三者に対して事業承継を行う際に生ずる税負担や資金繰り負担を緩和することにより、事業承継をより一層円滑に行える環境を整備し、経営者の後継者不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持等を図る。												
創設年度	-	過去の政策評価の実績	-									区分	新設

【総括表】

	租税特別措置等の適用実態												租税特別措置等によって達成しようとする目標とその実現状況 (効果)				
	適用件数 (法人税・件)			(参考) 適用実態調査における適用件数 (法人税・件)	減収額 (法人税・百万円)			(参考) 適用実態調査における適用額の上位10社割合 (法人税・%)	減収額 (地方法人二税・地方法人特別税・百万円)			(参考) 適用実態調査における租税特別措置ごとの影響額 (地方法人二税・地方法人特別税・百万円)	目標				
													「後継者難に苦む中小企業・小規模事業者について第三者への円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続や更なる発展を図り、もって地域経済の活力維持を実現する」				
	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	将来予測	実績	実績÷将来予測	実績	目標値	将来予測	実績	租税の直接的効果	目標達成度
H23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H24	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
H30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
R2	不明	-	-	-	不明	-	-	-	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	-
R3	不明	-	-	-	不明	-	-	-	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	-
R4	不明	-	-	-	不明	-	-	-	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	-
R5～/未定	不明	-	-	-	不明	-	-	-	不明	-	-	-	不明	不明	-	-	-

## 点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	第三者への事業承継の促進に資する税制措置の創設		
税目	法人税、法人住民税、法人事業税		
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input type="checkbox"/> 延長

## (1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（後継者難に苦しむ中小企業・小規模事業者について第三者への円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続や更なる発展を図り、もって地域経済の活力維持を実現する）は、政策目的（後継者不在の中小企業経営者に対して、株式譲渡や事業譲渡等のM&amp;Aを用いた第三者に対する事業承継をより一層円滑に行える環境を整備することで、経営者の後継者不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持等を図る）を表しているものであり、政策目的の実現状況を明らかにすることができないため、適切な達成目標を設定する必要がある。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 中小企業庁として事業承継の意向はあるものの後継者未定で第三者承継を検討している約41.7万者（中小企業庁試算）の第三者による事業承継を、10年間の集中実施期間で進めることを目標としているところ、本税制措置においては法律に基づき作成する計画の認定を受けた場合に軽減措置を受けることができるよう検討しており、認定に関する要件は現時点で固まっていないことから、定量的に達成目標をお示しすることは困難。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

## (3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 法律に基づき作成する計画の認定を受けた場合に軽減措置を受けることができるよう検討しており、減収額については認定に関する要件を踏まえて試算する必要があるものの、認定に関する要件は現時点で固まっていないことから、具体的にお示しすることは困難。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

## (5) 将来の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の減収額が予測されていない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 法律に基づき作成する計画の認定を受けた場合に軽減措置を受けることができるよう検討しており、減収額については認定に関する具体的な要件を踏まえて試算する必要があるものの、認定に関する要件は現時点で固まっていないことから、具体的にお示しすることは困難。</p>

## 【点検結果】

① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

## (7) 将来の効果

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（後継者難に苦しむ中小企業・小規模事業者について第三者への円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続や更なる発展を図り、もって地域経済の活力維持を実現する）は、政策目的（後継者不在の中小企業経営者に対して、株式譲渡や事業譲渡等のM&amp;Aを用いた第三者に対する事業承継をより一層円滑に行える環境を整備することで、経営者の後継者不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持等を図る）を表しているものであり、達成目標に対する将来の効果を予測することができない。</p>
<p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 中小企業庁として事業承継の意向はあるものの後継者未定で第三者承継を検討している約41.7万者（中小企業庁試算）の第三者による事業承継を、10年間の集中実施期間で進めることを目標としているところ、本税制措置においては法律に基づき作成する計画の認定を受けた場合に軽減措置を受けることができるよう検討しており、認定に関する要件は現時点で固まっていないことから、定量的に将来の効果をお示しすることは困難。</p>
<p>【点検結果】</p> <p>① 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>

点検項目全てに課題があり、(1)達成目標が設定されておらず、(3)将来の適用数、(5)将来の減収額及び(7)将来の効果が予測されていないことから、分析・説明の内容が著しく不十分な評価書と考えられる。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	第三者への事業承継の促進に資する税制措置の創設
2	①: 政策評価の対象税目	(国税32・地方税23(自動連動)) (法人税:義、法人住民税、事業税:義)
	②: 上記以外の税目	(国税32・地方税23(自動連動)) (所得税:外、個人住民税:外)
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 —
		《要望の内容》 親族以外の第三者に対して事業承継を行う際に生ずる税負担や資金繰り負担を緩和することにより、事業承継をより一層円滑に行える環境を整備し、経営者の後継者不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持等を図る。
		《関係条項》 —
5	担当部局	経済産業省中小企業庁事業環境部財務課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期: 令和元年8月 分析対象期間: 令和2年～令和12年3月31日
7	創設年度及び改正経緯	—
8	適用又は延長期間	令和11年度末まで
9	必要性等	①: 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 2025年までに70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人であり、うち約半数の127万人が後継者未定とされているところ。現状を放置し中小企業の廃業が急増すると、10年間の累計で約650万人の雇用と約22兆円のGDPが失われるおそれがある。  昨年法人版事業承継税制を抜本的に拡充し、本年は個人版事業承継税制を創設することで、主として親族内での事業承継を後押しする税制が措置されたところではあるが、後継者不在の中小企業経営者に対して、株式譲渡や事業譲渡等のM&Aを用いた第三者に対する事業承継をより一層円滑に行える環境を整備することで、経営者の後継者不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持等を図る

		<p>《政策目的の根拠》 2025年までに70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人であり、うち約半数の127万人が後継者未定とされているところ。現状を放置し中小企業の廃業が急増すると、10年間の累計で約650万人の雇用と約22兆円のGDPが失われるおそれがある。</p> <p>このような状況において、平成30年に法人向けの事業承継税制が抜本的に拡充され、平成31年に個人事業者向けの事業承継税制が創設されたところ。他方、これらの税制措置は後継者が存在する中小企業の事業承継の後押しについて有効な措置ではあるが、後継者不在の中小企業はこれらの税制措置を活用することができない。</p> <p>事業承継の準備を早期に進める必要がある、60代の経営者が経営する中小企業について見てみると、後継者不在率は5割を超えているというデータも存在することから、これらの後継者不在の中小企業についても事業承継を促進することが必要。事業承継をより一層後押しすべく、第三者への事業承継を促す施策を講じる必要がある。</p> <p>実際、経営資源の統合や知見をもった経営者等に事業を引き継ぐことで、サプライチェーンの維持・発展につながっているケースも近年見られる。また、経営者の年齢が若いと売上高等の業績が改善される傾向にあること、M&amp;Aを実施した中小企業の多くは販路拡大や利益率の向上といった成果を実現できていること等から、次世代への経営の引継ぎを促進することは、地域経済の活性化や雇用の維持にも繋がるものと考えられる。</p> <p>こうした第三者への事業承継がより活発に行われるインセンティブを設けることにより、次世代への経営の引継ぎを加速させることが必要不可欠。</p> <p>○「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月21日) 第4章 人口減少下での地方施策の強化 6. 中小企業・小規模事業者の生産性向上 (2) 新たに講ずべき具体的施策 ii) 新陳代謝の促進 ・ 2018年抜本拡充された法人の事業承継税制や今年創設された個人版事業承継税制の活用促進を図りつつ、引き続き、10年程度の集中実施期間で第三者承継を含めた事業承継を強力に支援するため、予算や税といった総合的な支援を進める。その際、後継者不在の中小企業が、外部から後継者候補のトライアル雇用を行う場合における支援策を検討する。</p>
--	--	---

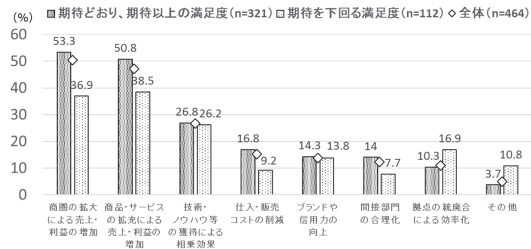


○2018年時点における代表者の年代別後継者不在率

代表者年代	後継者不在率 (2018年)
30代未満	94.1
30代	92.7
40代	88.2
50代	74.8
60代	52.3
70代	42.0
80代以上	33.2
平均	66.4

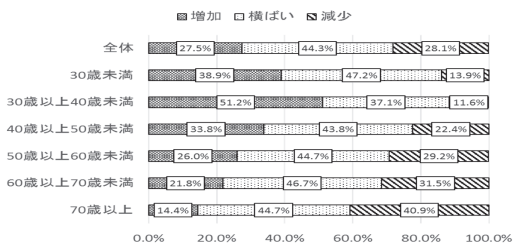
(出典) 帝国データバンク 全国後継者不在企業動向調査 (2018年)

○M&A実施の具体的効果



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)「成長に向けた企業間連携等に関する調査」(2017年11月)  
 (注) 1. 複数回している者については、直近のM&Aについて回答している。(注) 2. 複数回答可

○経営者年齢別に見た売上高の傾向



(出典) 平成28年度中小企業庁委託調査

10 有効性等	②: 政策体系における政策目的の位置付け	中小企業・地域経済 事業環境整備
	③: 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 本税制措置は、後継者難に苦しむ中小企業・小規模事業者について第三者への円滑な事業承継を促進し、優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続や更なる発展を図り、もって地域経済の活力維持を実現する。  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 2025年までに70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人であり、うち約半数の127万人が後継者未定とされているところ。現状を放置し中小企業の廃業が急増すると、10年間の累計で約650万人の雇用と約22兆円のGDPが失われるおそれがある。 現状を放置すれば後継者不在により廃業せざるを得ない中小企業数は増加し、地域経済や雇用への悪影響が見込まれるが、第三者に対して事業を承継することに対してインセンティブを設けることで第三者による事業承継が促進されれば、事業の存続や新しい経営者の下での更なる事業の発展を見込むことができると考えられる。
	①: 適用数	精査中
	②: 適用額	精査中
	③: 減収額	精査中
	④: 効果	《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 休廃業・解散件数の推移を見ると、経営者の高齢化や後継者不足を背景に休廃業・解散件数は年々増加傾向にあり、3万件台から4万件台に推移している。この傾向は、今後10年の間に経営者の平均引退年齢である70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者の数が約245万人となることを踏まえると、今後も増加傾向にあることが見込まれる。  経営者の後継者の不在を原因とした廃業を減少させ、優良な経営資源を有する中小企業・小規模事業者の事業継続や更なる発展を支援し、地域経済の活性化や雇用の維持を図るためにも、本税制措置により第三者への事業承継を促進することが必要不可欠。

		<p style="text-align: center;">休業業・解散件数の推移</p> <p>資料：(株)東京商工リサーチ「2018年「休業業・解散企業」動向調査」(注)1.休業業とは、特段の手続きをとらず、資産が負債を上回る資産超過状態で事業を停止すること。2.解散とは、事業を停止し、企業の法人格を消滅させるために必要な清算手続きに入った状態になること。基本的には、資産超過状態だが、解散後に債務超過状態であることが判明し、倒産として再集計されることもある。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》          本税制措置は、後継者の不在で廃業する可能性のある事業者に対して第三者への事業承継に向けたインセンティブを設けることで第三者への事業承継を促進するもの。それによって、本来であれば廃業せざるをえなかった事業が新しい経営者に引き継がれることで当該事業の存続や更なる発展が見込まれ、ひいては地域経済の活性化や雇用の維持につながる。</p>
	⑤： 税収減を是認する理由等	<p>《減収減を是認するような効果の有無》          後継者の不在で廃業せざるを得なかった経営者が、本税制措置を活用することにより当該事業を第三者に承継することができた場合には、当該事業の存続と雇用の維持が確保でき、事業の発展を通じた地域経済の活性化につながる可能性があることから、地域経済の活性化や雇用の維持のために必要な措置である。</p>
11： 相当性	①： 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>税制措置は、①要件を満たす中小企業・小規模事業者が広く利用を検討できること、②応募期間や予算枠等の関係で制約の多い補助金と異なり、機動的な利用を検討できること、③事業承継の当事者に発生する税負担や資金繰り負担を直接的に緩和できること等の理由から、中小企業・小規模事業者の円滑な事業承継という政策目標を達成するためには租税特別措置等によることが適当</p>

	②： 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>後継者不在の中小企業・小規模事業者の事業引継ぎを支援するため、マッチング支援を行う「事業引継ぎ支援センター」を全国47都道府県に設置している。</p>
	③： 地方公共団体が協力する相当性	<p>2025年までに70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人であり、うち約半数の127万人が後継者未定とされているところ、現状を放置し中小企業の廃業が急増すると、10年間の累計で約650万人の雇用と約22兆円のGDPが失われるおそれがあるとされており、措置を講じなければ地域経済にも大きな影響が生ずることが見込まれる。          本税制措置により法人税や所得税に減収が発生すれば、それに連動して住民税や事業税についても減収が発生することになるが、廃業するはずだった事業が新たな経営者の下で存続し、更なる発展を経る可能性もあり、地方税収の維持や増進に寄与する。したがって、本税制措置の創設は地方公共団体にとって重要。</p>
12	有識者の見解	-
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	-





## 点検結果表

(行政機関名：経済産業省)

制度名	電気供給業における託送料金を控除する収入割の特例措置等		
税 目	法人事業税		
区 分	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 拡充	<input checked="" type="checkbox"/> 延長

## (1) 達成目標

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 達成目標（小売電気事業への新規参入並びに市場競争の促進を目指す）について、達成すべき水準（測定指標）が量的に示されていない。</p> <p>② 達成目標（小売電気事業への新規参入並びに市場競争の促進を目指す）を達成すべき時期（目標達成時期）が、要望に係る本特例措置の適用期間の最終年度において、示されていない。</p> <p>③ 所期の達成目標（一般の競争下にある企業と同様の税制とすることで、課税の公平性を実現する）から新たな達成目標（小売電気事業への新規参入並びに市場競争の促進を目指す）へ変更する合理的な理由が明かにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>そもそも、本税制措置は、電気供給業は一般の課税方式とは異なり「収入」に対して課税される方式であるところ、政策的な意義以上にむしろ、二重課税を回避する観点から措置されている税制、という側面が大きいと考えている。その上で、以下解答する。</p> <p>① 競争状況を示す指標として、一般的に「新規参入者シェア」が用いられるが、これは現在15%程度の水準で、例えば電気通信業のそれを上回っており、本省としては競争は一定程度進捗していると評価している。その上で、本税制を意義づけるのであれば、制度措置がなくなることにより取引形態に歪みが生まれる（発電・小売一體會社が税制上有利となる）ことにより、競争環境が不均衡となり上記のシェアが低下することを回避することにある。</p> <p>② 上記でお示ししたとおり、本省では一定程度競争は進展していると評価しており、またその目標設定は「現状よりも競争が進展すること（＝新電力シェアが上昇すること）」としか設定し得ないものと考えている。したがって、最終年度における考え方も同様の考え方である。（なお、競争環境整備という観点では、本税制に限らず、不断の取組（2020年度 法的分離の実施など）を行っているところ。）</p> <p>③ 達成目標については、本質的な変更ではない。冒頭で述べたとおり、政策的な意義以上にむしろ、二重課税を回避する観点から措置されている税制措置であるが、記載上政策的な意義を強調したものである。（本税制措置が存在しないと、小売事業者は電力販売収益に対して課税されることになるが、当該収益額には、一般送配電事業者による託送収益の総額が含まれる。託送収益の額は、認可対象でありその金額を事業者の都合により変更することはできない。この結果、電力業の商流の中で、託送収益に該当する金額は小売事業者、一般送配電事業者の2社で重複して課税されることになる。このような状態を回避するために、本税制は措置されており、今後も必要な措置であると考えている。）</p> <p>【点検結果】</p> <p>①・② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p> <p>③ 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。</p>
---

## (2) 過去の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の適用数（法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明かにされていない。</p>
---

## 【経済産業省の補足説明】

① 数値の出典については、経済産業省HP登録小売電気事業者一覧の各年度末時点における事業者数をカウントしたもの

平成28年度；389（全登録者数）－9（東電以外の旧一般電気事業者数）＝380

平成29年度；467（全登録者数）－9（東電以外の旧一般電気事業者数）＝458

平成30年度；589（全登録者数）－9（東電以外の旧一般電気事業者数）＝580

## 【点検結果】

① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消された。

## (3) 将来の適用数

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 将来の適用数（法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明かにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 小売事業者数の増加は一服し、新規登録だけでなく廃止する新電力も一定数存在し、将来にわたっては、2019年8月時点の値（経済産業省HP登録小売電気事業者一覧）で横置きすることが最善の見積もりと判断。</p> <p>令和元年度（見込）；592</p> <p>令和2年度（見込）；592</p> <p>令和3年度（見込）；592</p> <p>令和4年度（見込）；592</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、将来の適用数（令和元年度の法人事業税）について、算定根拠（計算に用いた数値）が明かにされていないため、この点を課題とする。</p>
--

## (4) 過去の減収額

<p>【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】</p> <p>① 過去の減収額（法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明かにされていない。</p> <p>② 過去の減収額（法人事業税）について、地方税法に基づき把握される適用額を用いて把握されておらず、その適切な理由も明かにされていない。</p> <p>【経済産業省の補足説明】</p> <p>① 適用額は一般送配電事業者たる旧一電各社、東京電力PGの各年度決算における託送収益の金額の合計である。減収額は適用額に各社毎に託送収益の額に事業税率を乗じて算出している。</p> <p>（単位：百万円）（出典：各社決算値をヒアリング）</p> <table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">&lt;適用額&gt;</td> <td style="text-align: center;">&lt;減収額&gt;</td> </tr> <tr> <td>平成28年度；1,690,920（各社託送収益合計）×事業税率＝21,792</td> <td>平成28年度；1,690,920（各社託送収益合計）×事業税率＝21,792</td> </tr> <tr> <td>平成29年度；1,918,312（各社託送収益合計）×事業税率＝24,723</td> <td>平成29年度；1,918,312（各社託送収益合計）×事業税率＝24,723</td> </tr> <tr> <td>平成30年度；2,037,864（各社託送収益合計）×事業税率＝26,263</td> <td>平成30年度；2,037,864（各社託送収益合計）×事業税率＝26,263</td> </tr> </table> <p>② 「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績（課税標準）は以下の通り。</p> <p>実績値との乖離は、自由化の進捗により旧一電以外の新電力のシェアが想定以上に伸び、それらへの託送収益が増加したためである。</p> <p>（単位：百万円）</p> <p>平成28年度；77,345</p> <p>平成29年度；1,410,805</p> <p>【点検結果】</p> <p>① 過去の減収額（法人事業税）の計算に使用した税率の具体的な数値を確認できないことから、算定根拠（計算に用いた数値）が明かにされておらず、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。</p>	<適用額>	<減収額>	平成28年度；1,690,920（各社託送収益合計）×事業税率＝21,792	平成28年度；1,690,920（各社託送収益合計）×事業税率＝21,792	平成29年度；1,918,312（各社託送収益合計）×事業税率＝24,723	平成29年度；1,918,312（各社託送収益合計）×事業税率＝24,723	平成30年度；2,037,864（各社託送収益合計）×事業税率＝26,263	平成30年度；2,037,864（各社託送収益合計）×事業税率＝26,263
<適用額>	<減収額>							
平成28年度；1,690,920（各社託送収益合計）×事業税率＝21,792	平成28年度；1,690,920（各社託送収益合計）×事業税率＝21,792							
平成29年度；1,918,312（各社託送収益合計）×事業税率＝24,723	平成29年度；1,918,312（各社託送収益合計）×事業税率＝24,723							
平成30年度；2,037,864（各社託送収益合計）×事業税率＝26,263	平成30年度；2,037,864（各社託送収益合計）×事業税率＝26,263							

② 分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(5) 将来の減収額

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 将来の減収額（法人事業税）について、算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典（算定の基礎となる適用額を含む。））が明らかにされていない。

【経済産業省の補足説明】

① 令和元年度以降は旧一電以外の新電力のシェアについて、事業者数の増加は一服したものの、競争は今後本格化するものと考えている。他方、新電力のシェア拡大については、合理的な数値をもって見通すことが困難なため、一般送配電事業者たる旧一電各社、東京電力P Gの令和元年度の託送収益の見通し値を将来にわたり横置きとしている。

（単位：百万円）

	<適用額>	<減収額>
令和元年度（見込）	2,053,625（各社託送収益合計）	× 事業税率=26,476
令和2年度（見込）	2,053,625（各社託送収益合計）	× 事業税率=26,476
令和3年度（見込）	2,053,625（各社託送収益合計）	× 事業税率=26,476
令和4年度（見込）	2,053,625（各社託送収益合計）	× 事業税率=26,476

【点検結果】

① 将来の減収額（法人事業税）の計算に使用した、「一般送配電事業者たる旧一電各社、東京電力P Gの令和元年度の託送収益の見通し値」の算定根拠（計算式、計算に用いた数値及びその出典）が明らかにされおらず、また、税率の具体的な数値を確認できないことから、分析・説明の内容が不十分であると思われる点が解消されていないため、この点を課題とする。

(6) 過去の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 所期の達成目標（一般の競争下にある企業と同様の税制とすることで、課税の公平性を実現する）に対する過去の効果が把握されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかになっていない。

【経済産業省の補足説明】

① (1)参照。参考として、競争状況を示す指標として一般的に用いられる「新規参入者シェア」の推移は下図参考参照。

【点検結果】

① 点検項目(1)の補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「制度措置がなくなることにより取引形態に歪みが生まれる（発電・小売一体会社が税制上有利となる）ことにより、競争環境が不均衡となり上記のシェアが低下することを回避する」との説明では、達成目標（小売電気事業への新規参入並びに市場競争の促進を目指す）に対する将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

部が解消されたが、「本税制措置が存在しないとすると、（中略）電力業の商流の中で、託送収益に該当する金額は小売事業者、一般送配電事業者の2社で重複して課税されることになる。このような状態を回避するために、本税制は措置されており、今後も必要な措置であると考えている」との説明では、所期の達成目標（一般の競争下にある企業と同様の税制とすることで、課税の公平性を実現する）に対する過去の効果について、定量的に把握されていないため、この点を課題とする。

(7) 将来の効果

【分析・説明の内容が不十分であると思われる点】

① 達成目標（小売電気事業への新規参入並びに市場競争の促進を目指す）に対する将来の効果が予測されておらず、本特例措置が達成目標の実現に十分に寄与するのか明らかになっていない。

【経済産業省の補足説明】

① (1)でお示したとおり、目標設定は「現状よりも競争が進展すること（＝新電力シェアが上昇すること）」としか設定し得ないところ、「新電力シェア」に関する今後の予測を強いてお示した場合にも電力各社がIR上示している収益見通しと整合しない可能性が高く、高い妥当性をもってお示しすることが困難であり、かつ各社の資金調達にも大きく影響する可能性がある。なお、これまでの新電力シェアの増加については下図参考参照。

【点検結果】

① 点検項目(1)の補足説明により、分析・説明の内容が不十分であると思われる点の一部が解消されたが、「制度措置がなくなることにより取引形態に歪みが生まれる（発電・小売一体会社が税制上有利となる）ことにより、競争環境が不均衡となり上記のシェアが低下することを回避する」との説明では、達成目標（小売電気事業への新規参入並びに市場競争の促進を目指す）に対する将来の効果について、定量的に予測されていないため、この点を課題とする。

点検項目(1)、(3)、(4)、(5)、(6)及び(7)に課題があり、分析・説明の内容が不十分な評価書と考えられる。



租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	電気供給業における託送料金を控除する収入割の特例措置等	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人事業税:義)(地方税13)
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4	内容	《現行制度の概要》 法人事業税の電気供給業に対する課税標準である収入金額の算定に当たっては、電気を供給するために必要な託送料金に相当する額を控除する。	
		《要望の内容》 法人事業税の電気供給業に対する課税標準である収入金額の算定に当たっては、電気を供給するために必要な託送料金に相当する額を控除する。	
		《関係条項》 地方税法 附則第9条第8項、附則第9条第18項 地方税法施行令 附則第6条の2第2項、附則第6条の2第6項	
5	担当部局	経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課電力産業・市場室	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和元年8月 分析対象期間:平成28年4月1日～令和5年3月31日	
7	創設年度及び改正経緯	平成12年度創設	
		平成15年度 2年間の延長 平成17年度 2年間の延長 平成19年度 2年間の延長 平成21年度 2年間の延長 平成23年度 3年間の延長 平成26年度 3年間の延長 平成29年度 3年間の延長	
8	適用又は延長期間	延長期間:3年(令和2年4月1日～令和5年3月31日) (「電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更」における要望内容が実現すれば本要望は不要)	
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 二重課税を回避し、他の一般事業との課税の公平性を確保することで、小売電気事業への新規参入並びに市場競争を促進し、需要家の電力会社、料金メニューに係る多様な選択肢の確保、事業者の事業機会の拡大を目指す。  《政策目的の根拠》 電力システムに関する改革方針(平成25年4月閣議決定)において、電力市場における競争の促進、電力会社、料金メニュー等を選びたい

			という消費者ニーズに対して多様な選択肢の提供や、他業種・他地域からの参入をはじめ事業者の事業機会の拡大ができる制度へ転換する等の方針が示され、当該方針に基づき、平成28年度4月1日より、小売電気事業の全面自由化と、それに伴い、地域独占・規制料金が担保された一般電気事業概念の廃止(事業類型の見直し)が実施された。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	エネルギー・環境 電力・ガス
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 小売電気事業への新規参入並びに市場競争の促進を目指す。  《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 一般の競争下にある企業と同様の税制とし、課税の公平性を確保することで、小売電気事業への新規参入並びに市場競争を促進し、需要家の電力会社、料金メニューに係る多様な選択肢の確保、事業者の事業機会の拡大を目指す。
10	有効性等	① 適用数	適用事業者数 平成28年度 380 平成29年度 458 平成30年度 580 令和元年度 592 令和2年度(見込) 592 令和3年度(見込) 592 令和4年度(見込) 592 ※平成28年度～令和元年度(8月時点)の適用事業者数は、各年度末の小売電気事業者数から旧一般電気事業者(分社化を実施した東京電力を除く9社)を除く数を記載) ※減収額は、旧一般電気事業者へのヒアリングによる
		② 適用額	適用額(百万円) 平成28年度 1,690,920 平成29年度 1,918,312 平成30年度 2,037,864 令和元年度 2,053,625 令和2年度(見込) 2,053,625 令和3年度(見込) 2,053,625 令和4年度(見込) 2,053,625 ※旧一般電気事業者へのヒアリングによる
		③ 減収額	減収額(百万円) 平成28年度 21,792 平成29年度 24,723 平成30年度 26,263 令和元年度 26,467 令和2年度(見込) 26,467 令和3年度(見込) 26,467 令和4年度(見込) 26,467 ※旧一般電気事業者へのヒアリングによる

		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 課税の公平性が図られることにより、全面自由化された電気市場における、販売電力量に占める新規参入者のシェアは着実に伸張しており、自由化の発展に寄与してきた。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 他の事業との間での課税の公平性が図られることから、市場の競争進展に寄与することが期待される。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	本措置は特定の産業に対する「支援の創設」ではなく、特定の産業（電気事業）に対する「課税の公平性」を確保するものである。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本措置は、他業種との課税の公平性を担保するための措置であるため、税制措置により支援することが適当である。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係は無い。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	電気事業における小売全面自由化が開始され、他の一般の事業と同様の競争環境下に置かれる電気供給業において、当該他の一般の事業との「課税の公平性」を確保する本措置は妥当である。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 28 年 8 月 (H28 経産 05)